

令和6年能登半島地震 復旧・復興支援本部（第11回）

議 事 次 第

日時：令和6年12月3日（火）9：15～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 能登半島地震の復旧・復興に向けた取組等について 【各省大臣等】
3. 復旧・復興支援本部長発言 【内閣総理大臣】
4. 閉会 【内閣官房長官】

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第11回）

各府省提出資料

1 復旧・復興に向けた取組について

・能登半島地震及び豪雨災害に係る補正予算について	【内閣府防災】・・・1
・住まいの確保に向けた取組（※）	【内閣府防災】・・・2
・仮設住宅に係る復旧工事の進捗状況等について	【内閣府防災】・・・3
・能登半島 道路の復旧状況（年末の見込み）（※）	【国土交通省】・・・4
・復旧・復興を止めない除雪の強化	【国土交通省】・・・5
・被災河川、土砂災害箇所における権限代行等による復旧（※）	【国土交通省】・・・6
・石川県管理河川の早期復旧（※）	【国土交通省】・・・7
・直轄海岸（権限代行）の早期復旧（※）	【国土交通省】・・・8
・上下水道の一体的な早期復旧（※）	【国土交通省】・・・9
・港湾機能の早期回復に向けた取組（※）	【国土交通省】・・・10
・液状化災害の再発防止に向けた対策等検討調査（※）	【国土交通省】・・・11
・復興まちづくりに向けた調査等による計画策定等に向けた支援（※）	【国土交通省】・・・12
・災害公営住宅の整備（※）	【国土交通省】・・・13
・能登半島地震に伴う建築確認等の円滑化（※）	【国土交通省】・・・14
・能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業（※）	【国土交通省】・・・15
・被災した航路標識等の早期復旧に向けた取組（※）	【国土交通省】・・・16
・災害廃棄物処理（公費解体）の推進について（※）	【環境省】・・・17
・能登半島国定公園等の被災施設の復旧に向けた支援について（※）	【環境省】・・・18
・農業関係・林野関係の復旧復興に向けた取組と今後の見通し（※）	【農林水産省】・・・19
・漁業再開・漁港の復旧復興に向けた取組と今後の見通し（※）	【農林水産省】・・・20
・医療・介護サービス機能等の復旧に向けた取組について（※）	【厚生労働省】・・・21
・地震・豪雨からの一体的な復興について（※）	【厚生労働省】・・・22
・被災者の見守り・心のケア等について（※）	【厚生労働省】・・・23
・学校・文化財の災害復旧の現状と取組について（※）	【文部科学省】・・・24
・中小企業・小規模事業者向け支援施策の状況（※）	【経済産業省】・・・25
・【参考】現場視察の模様（10月14日 輪島市、珠洲市 等）	【経済産業省】・・・26
・令和6年能登半島地震等における特別行政相談及び応援職員の派遣	【総務省】・・・27
・令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨の復旧・復興支援について（※）	【こども家庭庁】・・・28

2 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について

・令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】	【内閣府防災】・・・29
・総合経済対策について（防災担当関係）（※）	【内閣府防災】・・・31
・TEC-FORCE等の機能強化（※）	【国土交通省】・・・32
・住宅・建築物の耐震化促進による防災・減災対策（※）	【国土交通省】・・・33
・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）（※）	【国土交通省】・・・34
・能登半島の活断層図の整備・提供による復旧・復興支援（※）	【国土交通省】・・・35
・能登半島地震を踏まえた厚生労働省における防災・減災の取組について（※）	【厚生労働省】・・・36
・令和6年能登半島地震等を踏まえた総務省における令和6年度経済対策での対応（※）	【総務省】・・・37
（※）総合経済対策・補正予算関係施策	

令和6年能登半島地震及び豪雨災害に係る補正予算について

(金額は国費)

○ 令和6年能登半島地震及び豪雨災害の復旧・復興に向けた取組

・生活の再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,062億円

・生業の再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・188億円

・災害復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,434億円

合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,684億円

※能登地域の復旧・復興のための予備費等の使用額の累計は7,150億円。

(注)計数は、それぞれ四捨五入によっているため、合計とは一致しない場合がある。

- 住まいを失った被災者の方々に、1日も早く、応急的な住まいに移っていただくことが必要。
- 11/30時点での必要戸数（6,882戸）のすべてを着工し、約99%にあたる6,801戸が完成済。残る81戸は、遅くとも年内には全戸完成予定。
- 石川県と連携し、引き続き、早期の完成を図るとともに、仮設住宅が完成するまでの間、被災者の方々の日常生活支援、健康支援等の見守り活動を進める。

I. 避難所

II. 応急的な住まいの確保

III. 恒久的な住まいの確保

- 令和6年能登半島地震
- 1次避難所（11/28 14時現在）
 - ・ 学校、公民館などの公的施設【10ヶ所 65人】
 - ・ 被災市町【6ヶ所 44人】
 - ・ 広域【4ヶ所 21人】
 - うち
輪島市： 15人
珠洲市： 29人
 - ※ピーク時
1/2 40,688人
 - 1.5次避難所（9/30 18時閉鎖）
 - ・ いしかわ総合スポーツセンター
 - 滞在者数 0人
 - ※ピーク時
1/22 367人
 - 2次避難所（11/28 14時現在）
 - ・ 旅館・ホテル等
 - 受入数 12施設 36人
 - ※ピーク時
2/16 5,275人
- (参考)9月20日からの大雨
- 1次避難所（11/26 14時現在）
 - ・ 学校、公民館などの公的施設【15ヶ所 319人】
 - 2次避難所（11/26 14時現在）
 - ・ 【6ヶ所 50人】

① 公営住宅等の入居状況

- 公営住宅等

	石川県内	富山県内	福井県内	愛知県内	大阪府内	東京都内	その他	全国
確保戸数	840戸	508戸	92戸	233戸	219戸	140戸	7,387戸	9,419戸
入居戸数	458戸	92戸	10戸	29戸	50戸	45戸	158戸	842戸

- 国家公務員宿舎等：23戸（石川県）

- UR賃貸住宅：9戸
※高齢者からの生活相談に対応可能

② 民間賃貸住宅の入居状況

- 石川県内：3,344戸 石川県外：49戸

③ 応急仮設住宅の建設

石川県：11/30時点での必要戸数(6,882戸)のすべてを着工し、6,801戸が完成。

	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	10市町
(着工日) 着工	(1/20~) 575戸	(1/12~) 2,897戸	(1/12~) 1,718戸	(2/28~) 67戸	(1/31~) 95戸	(1/26~) 393戸	(8/27~) 4戸	(3/27~) 30戸	(1/15~) 532戸	(1/15~) 571戸	6,882戸
完成 (完成日)	575戸 (2/24~)	2,897戸 (1/31~)	1,637戸 (2/6~)	67戸 (4/20~)	95戸 (3/4~)	393戸 (2/20~)	4戸 (11/29~)	30戸 (4/30~)	532戸 (2/28~)	571戸 (2/28~)	6,801戸

※被災地の状況等を踏まえた工事費の実勢価格を反映し予備費を計上

- ・ 自力での再建・補修等を支援

- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

- 災害援護資金

- 被災者生活再建支援金制度

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

仮設住宅に係る復旧工事の進捗状況等について（11月30日時点）

- 輪島市内の5団地（199戸）、珠洲市内の1団地（19戸）で床上浸水が発生。施工業者等による緊急点検の結果、構造的な被害は確認されなかった。
- 両市では、復旧工事の内容、期間等に関する住民説明会を実施済。また、復旧工事期間中の避難先等について、居住者の意向を確認済。
- 床上浸水のあった6団地全てにおいて復旧工事に着手済。珠洲市は復旧工事が完了。輪島市は年内には、それぞれ全団地での復旧工事が完了する予定。
- このほか、先般の大雨に伴う仮設住宅の新規建設について、現時点での必要戸数286戸（輪島市：4箇所264戸、珠洲市：1箇所22戸）について全て着工済。石川県は、来年2月から遅くとも3月末までの完成を目指す方針。 ※ 建設用地が限られるため、全団地で2階建ての木造住宅を建設する予定

宅田町第3団地（11戸） 12/5 復旧工事完了予定

・内装（床・壁）の復旧（張替）作業中



石川県提供

山岸町第2団地（19戸） 12/25 復旧工事完了予定

・内装（床・壁）の復旧（張替）作業中

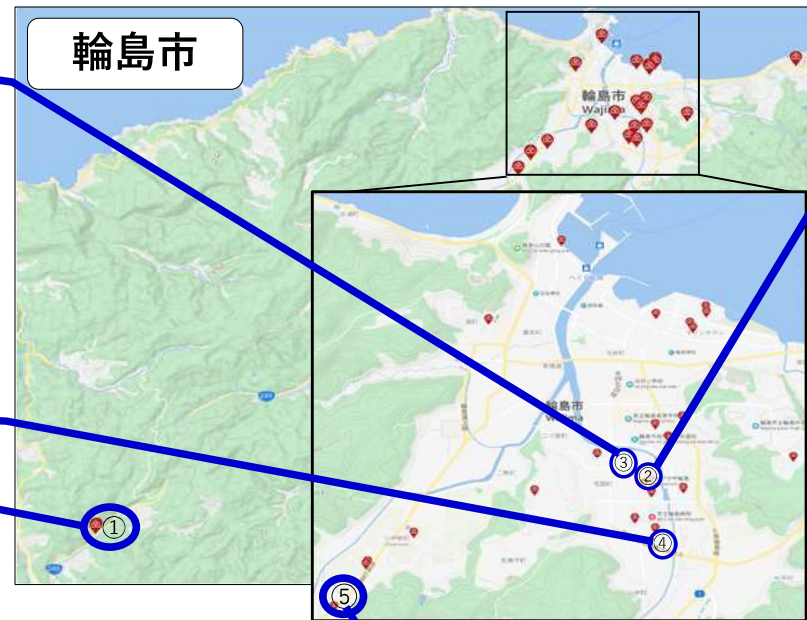
浦上第1団地（26戸） 12/11 復旧工事完了予定

・内装（床・壁）の復旧（張替）作業中、一部の住居では復旧工事完了



石川県提供

輪島市



宅田町第2団地（142戸） 12/20 復旧工事完了予定

・内装（床・壁）の復旧（張替）作業中



石川県提供

稲屋町第1団地（1戸） 12/25 復旧工事完了予定

・床下の泥撤去、清掃作業、消毒作業等復旧作業中



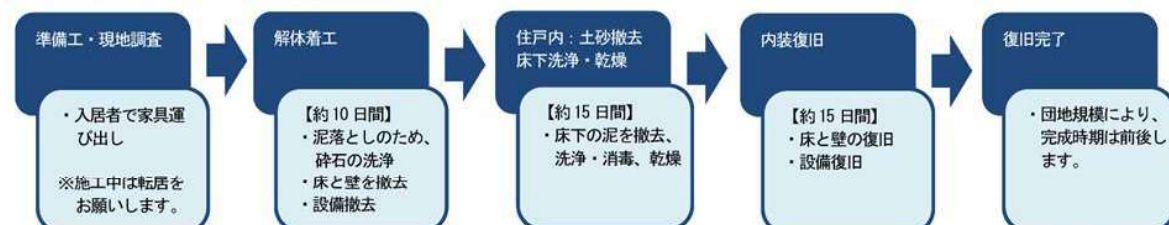
石川県提供

珠洲市



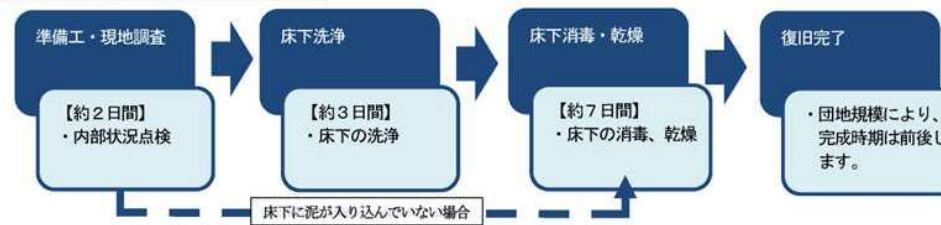
上戸町第2団地（19戸） 11/12 復旧工事完了

床上浸水の場合



○1棟あたり約40日の施工期間としています。
※団地規模によって完成時期・施工日数は前後しますのでご了承ください。

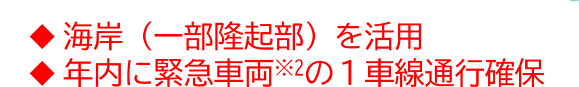
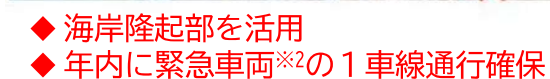
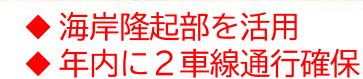
床下浸水の場合



○1棟あたり約12日の施工期間としています。
※団地規模によって完成時期・施工日数は前後しますのでご了承ください。

- ・国道249号沿岸部を經由した輪島(門前町)～珠洲間などの通行について従前の目標通り年内に確保。
- ・県管理道路等についても、8月末に確保した全ての集落・漁港・浄水場等※1へのアクセスについて年内に再度確保。

	1/1 (地震直後)	9/22 (大雨直後)	11/8時点	12月末予定
大雨による通行止 (R6. 9. 20～)	—	48箇所 →	21箇所 →	8箇所 〔うち3箇所は、 緊急車両※2通行可〕
地震による通行止 (R6. 1. 1)	87箇所 →	14箇所 →	14箇所 →	11箇所 〔うち2箇所は、 緊急車両※2通行可〕

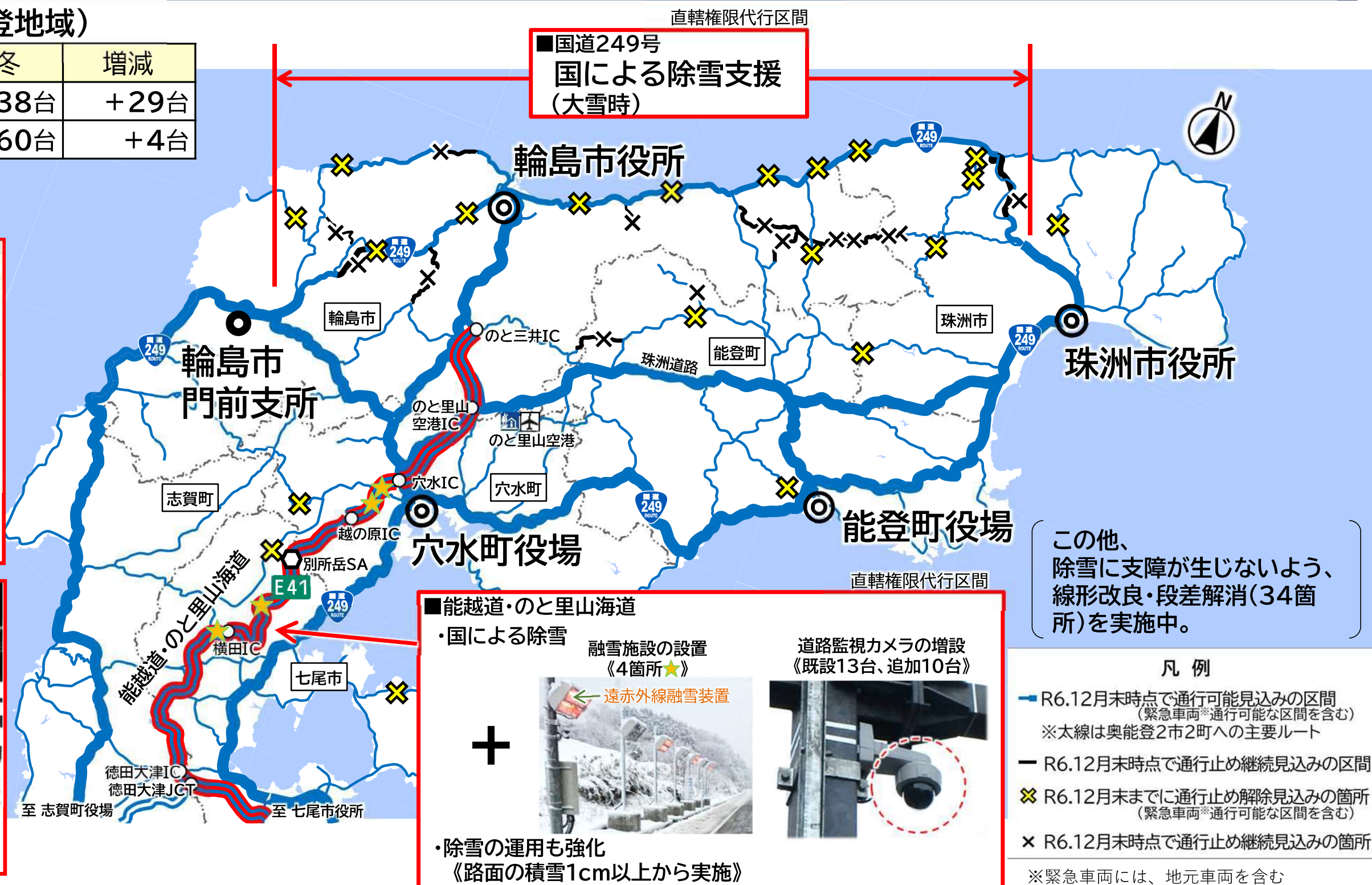


復旧・復興を止めない除雪の強化

- 能登地域における雪害対応の連携を強化するため、新たに「能登地域冬期道路交通確保情報連絡本部」を設置
- 除雪機械33台の増強を行い、国と県が分担して市町を結ぶ主要ルートでの除雪を強化。
- 大動脈の能越道・のと里山海道は、国で除雪することに加え、融雪施設、道路監視カメラの増設等を行い、万全の体制を構築。

除雪機械配備台数(能登地域)

	昨冬	今冬	増減
国	9台	38台	+29台
県	256台	260台	+4台



被災河川、土砂災害箇所における権限代行等による復旧

- 令和6年能登半島地震を受け、国により対策を進めていた河原田川、町野川について、9月の大雨により応急対策施設等が被災したため、追加の対策を実施中。
- また、この大雨により、新たに河川の埋塞や施設損壊、土砂・洪水氾濫等により被害が生じたため、石川県からの要請等を踏まえ、早急に対策を行う必要がある塚田川、珠洲大谷川等において、権限代行などによる緊急的な河道内土砂撤去等や砂防工事を実施中。
- これらの河川で実施中の応急対策については、令和7年度出水期までに概ね完了予定。今後は補正予算も活用して河川の本格的な復旧工事や砂防堰堤の整備等を追加実施予定。

対策中箇所位置図



対策中箇所

①塚田（つかだ）川水系（石川県輪島市）

- ・土砂・洪水氾濫等で被災した箇所の緊急的な砂防工事
- ・河道内土砂撤去等の応急復旧工事
- ・被災した護岸の本復旧や河道拡幅などの改良工事



直轄砂防/河川権限代行

なじみ ②南志見川水系

河川権限代行

（石川県輪島市）

- ・河道内土砂撤去等の応急復旧工事



まちの ③町野川水系（石川県輪島市）

直轄砂防/河川権限代行

- ・土砂流出等で被災した箇所の緊急的な砂防工事
- ・河道内土砂撤去等の応急復旧工事
- ・被災した護岸の本復旧や河道掘削などの改良工事



すずおおたに ④珠洲大谷川水系

河川権限代行

（石川県珠洲市）

- ・河道内土砂撤去等の応急復旧工事
- ・被災した護岸の本復旧



かわらだ ⑤河原田川水系

直轄砂防/河川権限代行

（石川県輪島市）

- ・土砂流出等で被災した箇所の緊急的な砂防工事、河岸侵食箇所の応急復旧工事等



- 能登半島地震及び9月20日からの大雨により被災した県管理河川については、国による権限代行に加え、石川県により以下の優先順位を考慮して応急復旧を実施中。
- 1. 堤防決壊箇所、流木除去、河道埋塞など緊急を要する箇所の応急復旧
 - 2. 護岸損傷箇所のうち、人家隣接箇所などへの大型土嚢の設置
 - 3. その他山間部などの護岸損壊箇所の応急復旧
- 今後、補正予算等も活用し、令和7年度出水期までに被災した38河川の応急復旧を完了させる予定。



県管理河川の応急復旧スケジュール

年内完了予定	20河川
年度内完了予定	30河川
令和7年度出水期までに完了予定	38河川

写真① 河原田川



写真② 塚田川



写真③ 町野川

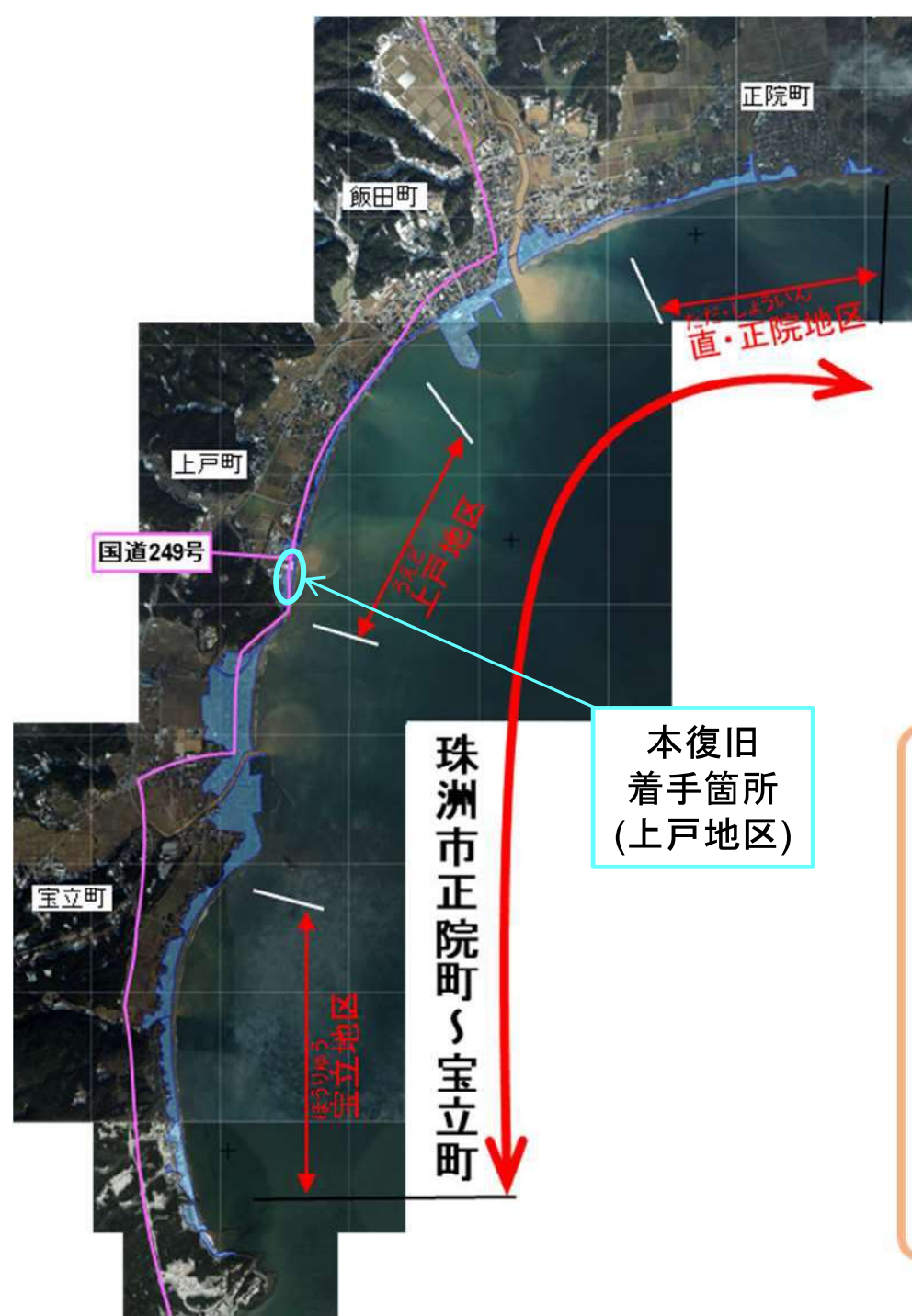


写真④ 珠洲大谷川



- 背後に珠洲市の中心部をかかえ、甚大な被害があった宝立正院海岸では、復旧工事を権限代行により国が実施中。R6.4までに大型土のう等による応急対策を実施済。
- 津波のリスク情報を提供するなど、珠洲市の復興まちづくり計画作成を支援。引き続き珠洲市と連携し、調整が整った地区から順次海岸堤防の本復旧に着手予定※。今後、補正予算も活用して早期の完成を目指す。

※11月25日に上戸地区において、本復旧に着手



応急復旧の状況

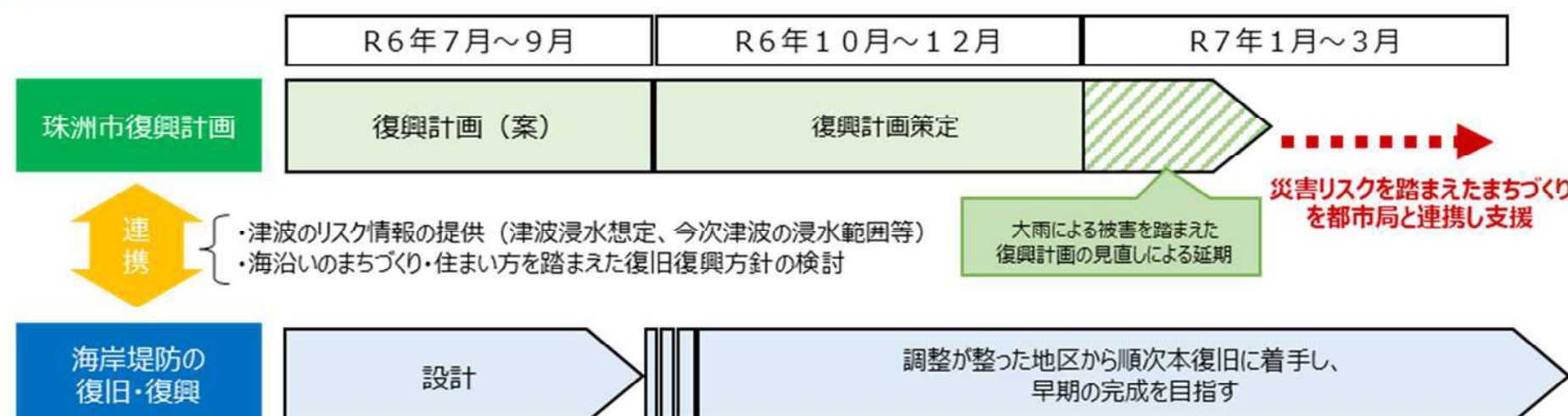


護岸・水叩き損傷



袋詰玉石、大型土のう敷設完了

復旧スケジュール



- ## ○9月の大雨における水道施設の被害と対応状況（11月28日時点）

< 仮設水槽への給水
(珠洲市折戸) >

＜受水槽への給水
(珠洲市折戸)＞



< 配水池への給水（運搬送水）により早期復旧（輪島市惣領） >

- 被災した施設の本格的な復旧工事を進めるため、補正予算を活用し、金沢港、飯田港、和倉港において、国土交通省が災害復旧等を実施。また、石川県、富山県が実施する災害復旧事業に係る費用を補助。
- うち、和倉港については、本年9月に策定した護岸復旧方針に基づき、国土交通省が主導して護岸の復旧・再整備を実施。

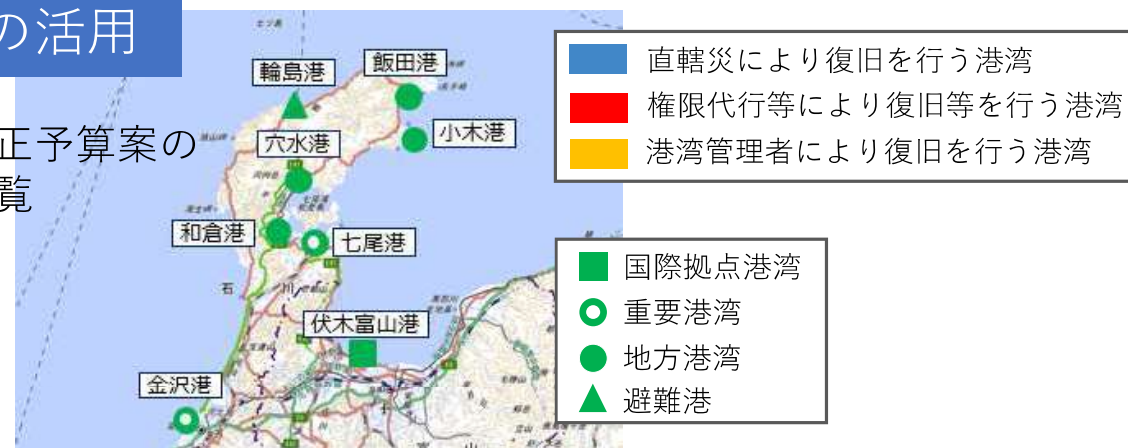
公共護岸；国土交通省が代行して復旧
民有護岸；公有化※₁した上で、国土交通省が再整備（予定）

➡ 年末までに全面着工し、地域のなりわい再生に貢献

※1 再整備が必要な区間に限る

補正予算の活用

令和6年度補正予算案の 対象予定港一覧



和倉港 護岸復旧方針の概要

護岸復旧のポイント

ポイント①

1日も早いなりわい再生のための 護岸の早期復旧・再整備

⇒ 護岸と旅館建物の復旧等を同時に進めることで、温泉地域全体の復旧工事期間をできる限り短縮。

ポイント②

和倉温泉の魅力の維持

⇒ 可能な限り護岸の高さを変えずに復旧・再整備することで、眺望に配慮。

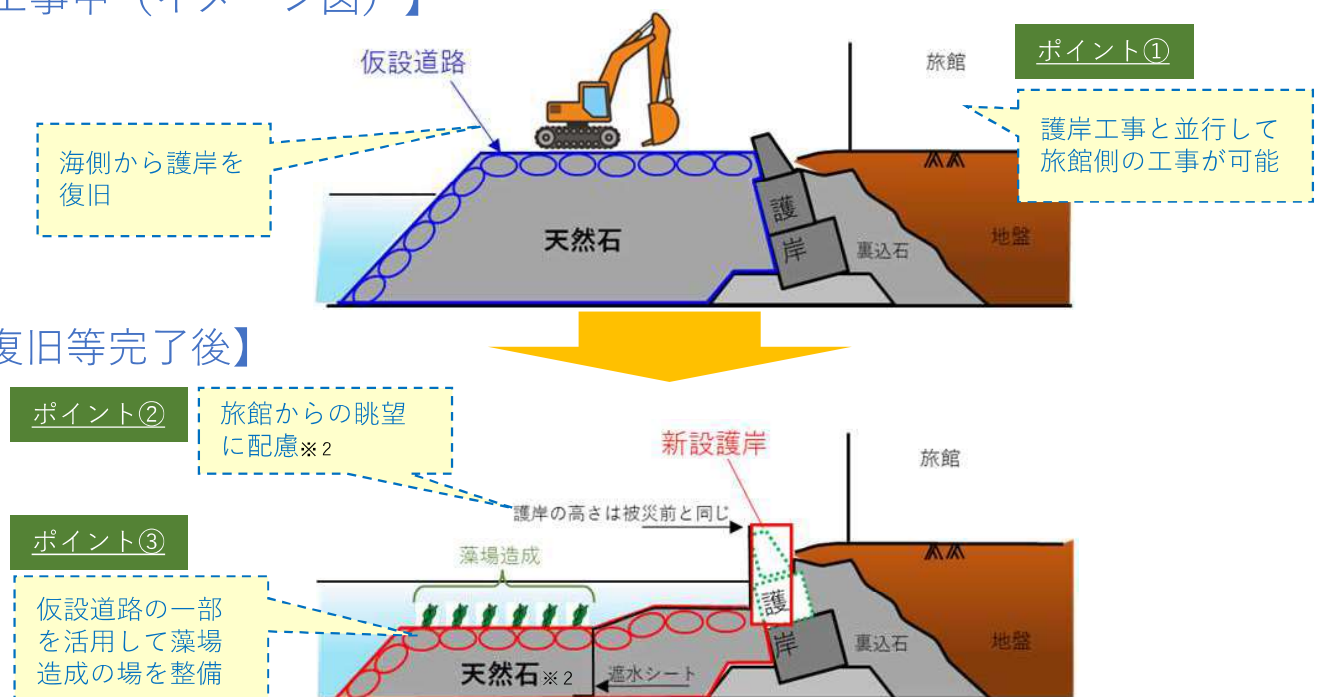
ポイント③

周辺の環境に配慮

⇒ 天然石を使用し、護岸を藻場造成の場として活用することで、水産振興にも寄与。



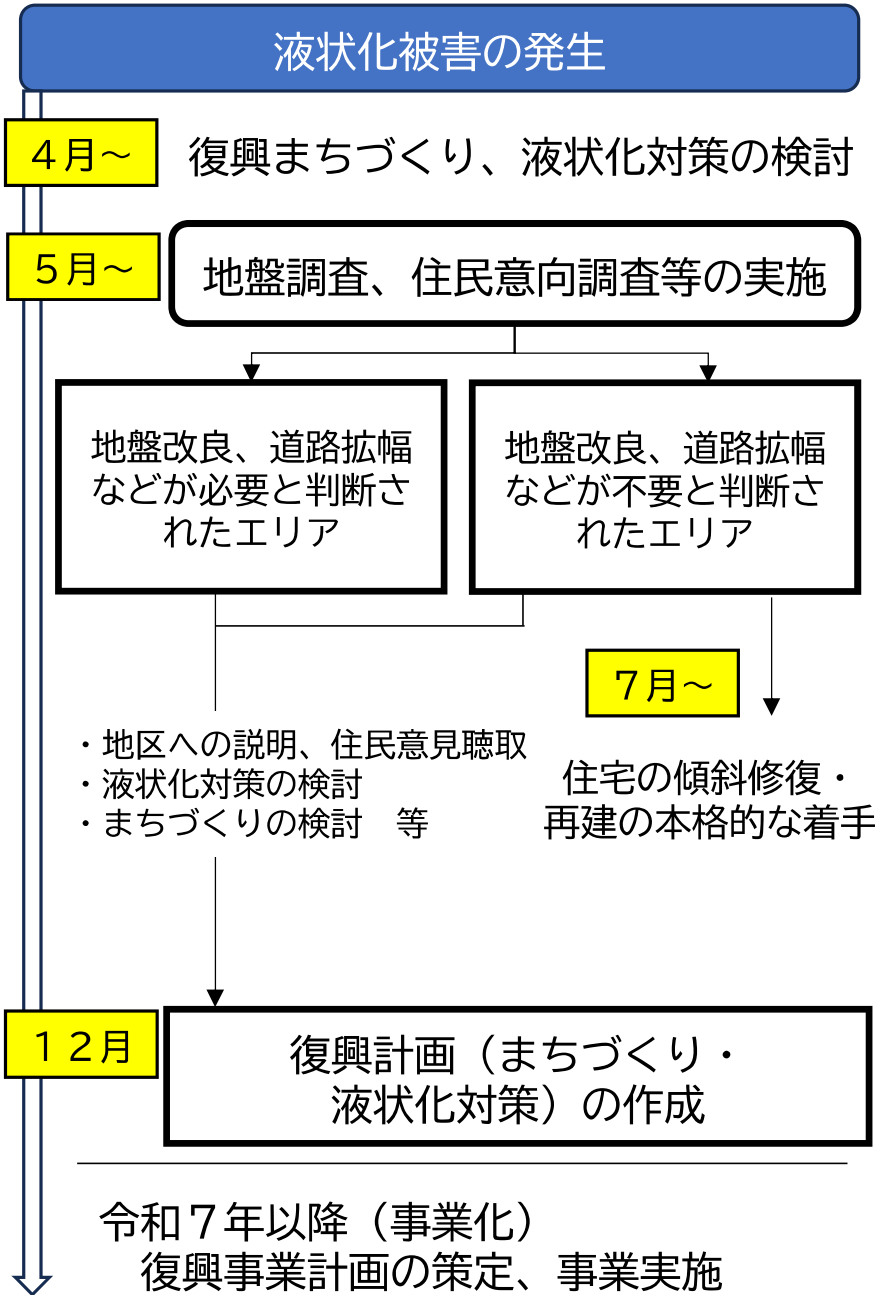
【工事中（イメージ図）】



※2 護岸の海側に上図のような浅い場所を設けることで、荒天時の陸域への越波量を減少させることが可能。そのため、護岸を高くするの選べることから、ポイント②の実現に寄与。

液状化災害の再発防止に向けた対策等検討調査

- 側方流動による著しい被害が集中した地域において10月に液状化災害の再発防止に向けた対策方針案を示すなど、年末までの被災自治体による復興計画（まちづくり・液状化対策）作成を支援
- 経済対策・補正予算案において、被災自治体による令和7年以降の復興事業計画の策定及び事業の実施に向けた検討の支援に必要な費用を計上。



		令和6年4～6月	7～9月	10～12月	令和7年1～3月
石川県	内灘町	●復興本部設置(5/1) ●町長メッセージ発信(5/10)	●住宅復旧支援開始(7月) ●災害復興計画検討委員会設置(8月)	●液状化対策方針の決定(10月) ●復興計画(基本計画)策定(12月) 復興計画(まちづくり計画)策定(3月)●	
	かほく市	●市長メッセージ発信(3/5)	●住宅復旧支援開始(7月) ●復旧・復興本部設置(7/1)	●液状化対策方針の決定(10月) ●復興計画(案)(12月) 復興計画策定(3月)●	
	金沢市	●被災地区復旧技術検討会議設置(6/3) ●住宅復旧支援開始(7月)		●液状化対策方針(案)の作成(12月) ●液状化対策方針の決定(2月)	
	羽咋市	●復興本部設置(4/15) ●復興アドバイザーボード会議設置(5月)	●復興計画策定(8月) ●液状化対策技術検討委員会設置(7/10) ●住宅復旧支援開始(7月)	●実施計画策定(12月) ●液状化対策方針(案)の作成(12月) 液状化対策方針の決定(3月)●	
新潟県	新潟市	●基本方針公表(4/1) ●復興推進本部設置(4/1) ●(液状化対策)宅地等耐震化対応・対策検討会議設置(5月) ●住宅復旧支援開始(1/24)	●復旧・復興までの実施計画公表(6/12)		地盤調査結果の報告(3月)●
富山県	高岡市	●被災者支援・復旧対策本部設置(2/1) ●震災復興計画公表(3/25) ●市長メッセージ発信(3/1,4/9)	●個別計画公表(5/31) ●住宅復旧支援開始(7月)	●液状化対策に関する中間報告(9/30) ●液状化対策の検討(12月)	液状化対策方針の決定(3月)●
	氷見市	●被災者支援・復旧対策本部設置(2/1) ●被災者支援・復旧復興ロードマップ公表(4/12)	●(液状化対策)対策検討会議設置(8月) ●住宅復旧支援開始(7月)	●液状化対策方針(案)の作成(12月)	液状化対策方針の決定(3月)●
	射水市	●被災者支援・災害復興本部設置(2/1) ●被災者支援・災害復興ロードマップ公表(4/12)	●住宅復旧支援開始(7月)	●液状化対策方針(案)の作成(12月)	液状化対策方針の決定(3月)●

※1 スケジュールはいずれも現時点の予定 ※2 金沢市・羽咋市・新潟市・氷見市については、検討会議への参画により技術的に支援

【液状化被害を受けた宅地復旧のため各県の主な支援事業】

	石川県	富山県	新潟県
事業名称	被災宅地等復旧支援事業	宅地液状化等復旧支援事業	液状化被災宅地復旧支援事業
対象工事	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復など	地盤や擁壁の復旧、住宅の地盤改良・傾斜修復など	地盤や擁壁の復旧、住宅の地盤改良・傾斜修復など
補助内容	(工事費－50万円)×2/3 ※補助上限：766万円、補助対象上限：1,200万円	(工事費－50万円)×1/3(県)、×1/3(市町村) ※補助上限：766万円、補助対象上限：1,200万円	(工事費－50万円)×1/3(県)、×1/3(市町村) ※補助上限：766万円、補助対象上限：1,200万円

○能登半島地震からの復興まちづくり計画の策定等に向けた国・URによる支援

- 「石川県創造的復興プラン」を受けて、被災市町や被災地域の住民ニーズ等も踏まえつつ、意向調査等の直轄調査の実施やURによる技術的な支援等により被災市町における復興まちづくり計画の策定を支援。
- 能登半島の豪雨で甚大な被害を受けた市町を除き年末までに復興まちづくり計画を作成。能登半島の豪雨で甚大な被害を受けた市町においても年度末までに作成。以降、復興まちづくり計画に位置付けられた事業の具体的検討を開始。
- 能登半島地震や豪雨による被害を受け、市町における迅速な復興を強力に支援するため、経済対策・補正予算案において、復興まちづくりの追加直轄調査や堆積土砂撤去の支援等に必要な費用を計上。

(注) スケジュールはいずれも現時点の予定

	令和6年7～9月	10～12月	令和7年1～3月
輪島市		●復興まちづくり計画(案)作成・提示	◎復興まちづくり計画策定・公表 復興事業の具体的検討
		●復興プロジェクト(朝市イベント 9/14)	朝市イベントの定期開催化に向けた検討
珠洲市	●復興計画(案)作成・提示(7/27) ※第2回復興計画策定委員会		◎復興計画策定・公表 復興事業の具体的検討
能登町	●復興計画中間案作成・提示(8/30)		◎復興計画策定・公表 復興事業の具体的検討
穴水町	●復興計画(素案)作成・提示 ※第5回復興計画策定委員会		◎復興計画策定・公表 復興事業の具体的検討
七尾市	●七尾市戦略的復興ビジョン(仮称)概要案作成・提示(6/10)		◎戦略的復興プラン策定・公表 復興事業の具体的検討
志賀町	◎復興計画策定・公表(7/31)		復興事業の具体的検討
中能登町	■復旧・復興まちづくりアドバイザー会議設置(7/18)	●復旧・復興プラン(案)作成・提示	◎復旧・復興プラン策定・公表 復興事業の具体的検討

経済対策・補正予算案に盛り込まれる施策

○復興まちづくりの追加直轄調査
豪雨も踏まえた復興まちづくり計画を作成するとともに、復興まちづくり計画に位置付けられた事業の具体的検討を行う。

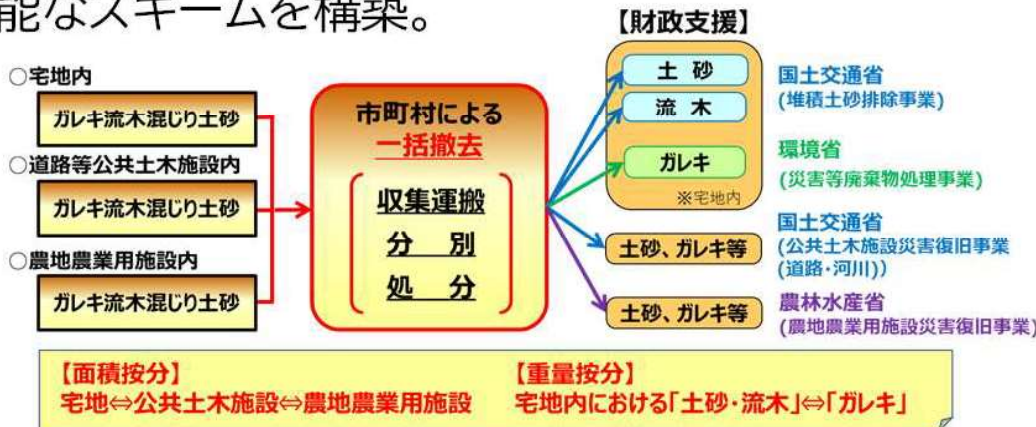


R6.1 地震による被災(R6.6時点)



R6.9 大雨による被災

○堆積土砂撤去の支援
能登半島の豪雨により宅地に堆積した土砂等の撤去を行う自治体を支援。迅速に宅地の土砂等の撤去を行うため、宅地、道路等の公共土木施設、農地農業用施設において一括撤去が可能なスキームを構築。



- 恒久的な住まいの確保に向け、自力再建困難な被災者向けの災害公営住宅の整備を支援。
支援にあたっては、能登半島における建設費の高騰に合わせ、整備費の補助限度額を見直す。
- 被災者の入居意向の調査を通じて、整備が必要な災害公営住宅の戸数の把握を進めている。
年内には、一部地域において災害公営住宅の設計等に着手する予定。

■能登半島地震の災害公営住宅に係る補助率

整備*¹（建設・買取の場合）

国3/4、地方1/4

家賃低廉化

当初5年間 : 3/4

6～10年目*² : 2/3

*¹: 用地整備費を含む。

*²: 整備に当たり用地取得を行った場合、
補助期間を20年間に延長。

■災害公営住宅の整備イメージ



熊本地震後に建設された災害公営住宅
（熊本県宇土市にて、平成30年完成）

○建築確認手数料の減免に対する支援により、被災者の住宅等の再建や改修等を後押しし、被災地の復旧・復興を支援する。

<事業の概要>

1. 事業主体

指定確認検査機関（住宅・建築物の建築が行われる際に、事前に図面等が建築基準法等に適合しているか等を審査する機関）

2. 補助対象

指定確認検査機関が行う確認検査手数料の減免（被災案件のうち、被災度区分「準半壊」以上に係る再建等（**拡充**）に限る。）

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害 の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

現行制度の補助対象範囲

拡充範囲

3. 補助率等

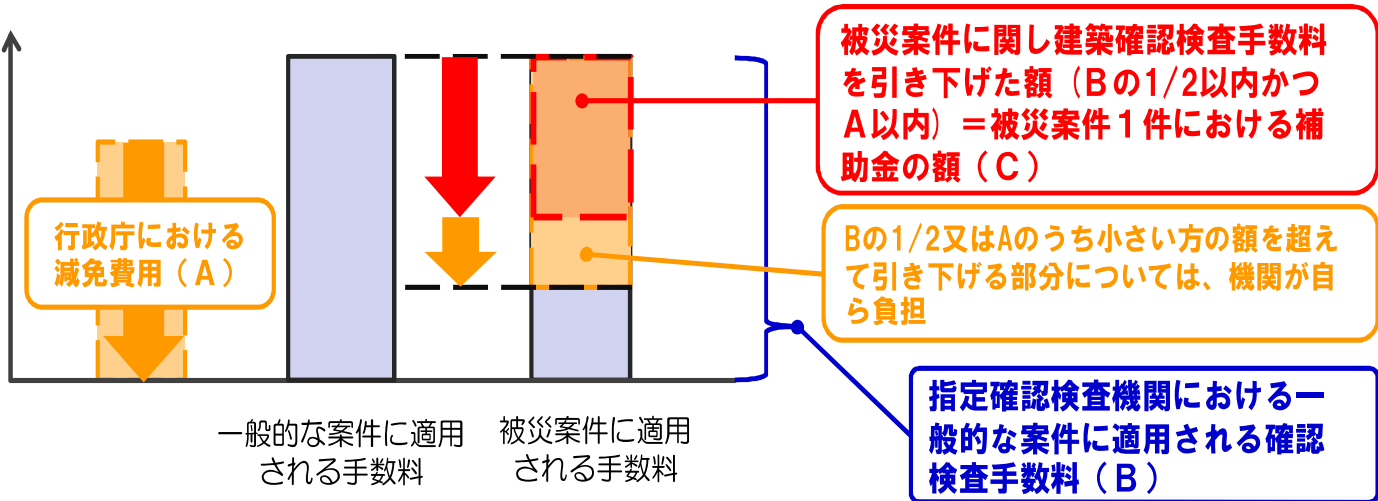
定額補助

（一般的な案件に適用される手数料の1／2又は特定行政庁における引下額のいずれか低い額を限度とする。）

4. 指定確認検査機関への要請事項

- ①被災案件の建築計画に係る審査の円滑化に向けた事前相談・本審査に係る体制整備を図るための窓口等の体制の充実・強化
- ②被災案件の建築計画に係る建築主・設計者等に対する基準・手続き等建築規制制度の周知

<補助限度額の考え方>



能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業

○今般の地震で被害を受けた観光地全体の復興のため、専門家の派遣などにより、観光施設・宿泊施設等が一体となった観光地の復旧・復興計画の策定、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等を支援する。

事業内容

○被災観光地の再生を目的とした次の取組を直轄事業により支援。

①マーケティング実施、 復旧・復興計画策定

旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査や復旧・復興方針等を定めた計画策定を支援。



マーケティング調査

②誘客コンテンツの造成

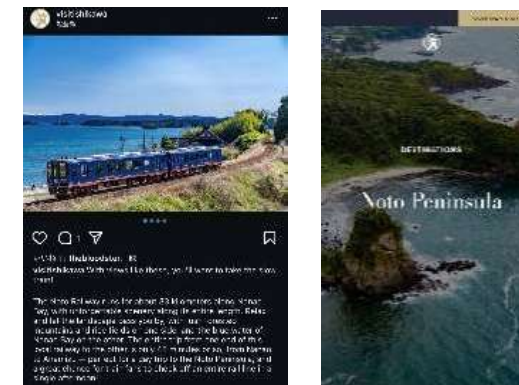
復旧後に誘客を促進するための地域独自の観光資源を活用したコンテンツの造成を支援。



コンテンツ造成

③情報発信、 プロモーション

WEB・SNS等を活用した地域のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



WEBを活用した魅力発信

④宿泊施設の 収益力向上支援

食やスポーツと連携するなど地域が目指す計画に基づき、個別の施設が検討する改修プラン等の作成を支援。



高付加価値な
改修プランの作成

被災した航路標識等の早期復旧に向けた取組

○能登半島地震により施設本体や周辺環境に被害が生じた航路標識及び宿舍を復旧させるほか、被害が大きく継続使用が困難な庁舎の建替等を実施する。

うえどまち 上戸町宿舍 復旧工事

- ・敷地舗装亀裂
- ・内装仕上げ材一部剥離・亀裂



おぎ たかせやま 小木高瀬山宿舍 復旧工事

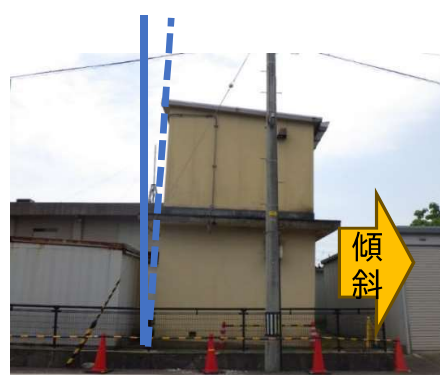
- ・敷地舗装亀裂
- ・屋根瓦一部落下
- ・擁壁一部崩落



ふしき 伏木海上保安部倉庫 撤去工事

- ・傾斜

※隣接した車庫や道路の二次被害を防ぐため早期撤去が必要



ろっこうさき 禄剛埼灯台 復旧工事

- ・法面崩落
- ・囲障破損・地割れ



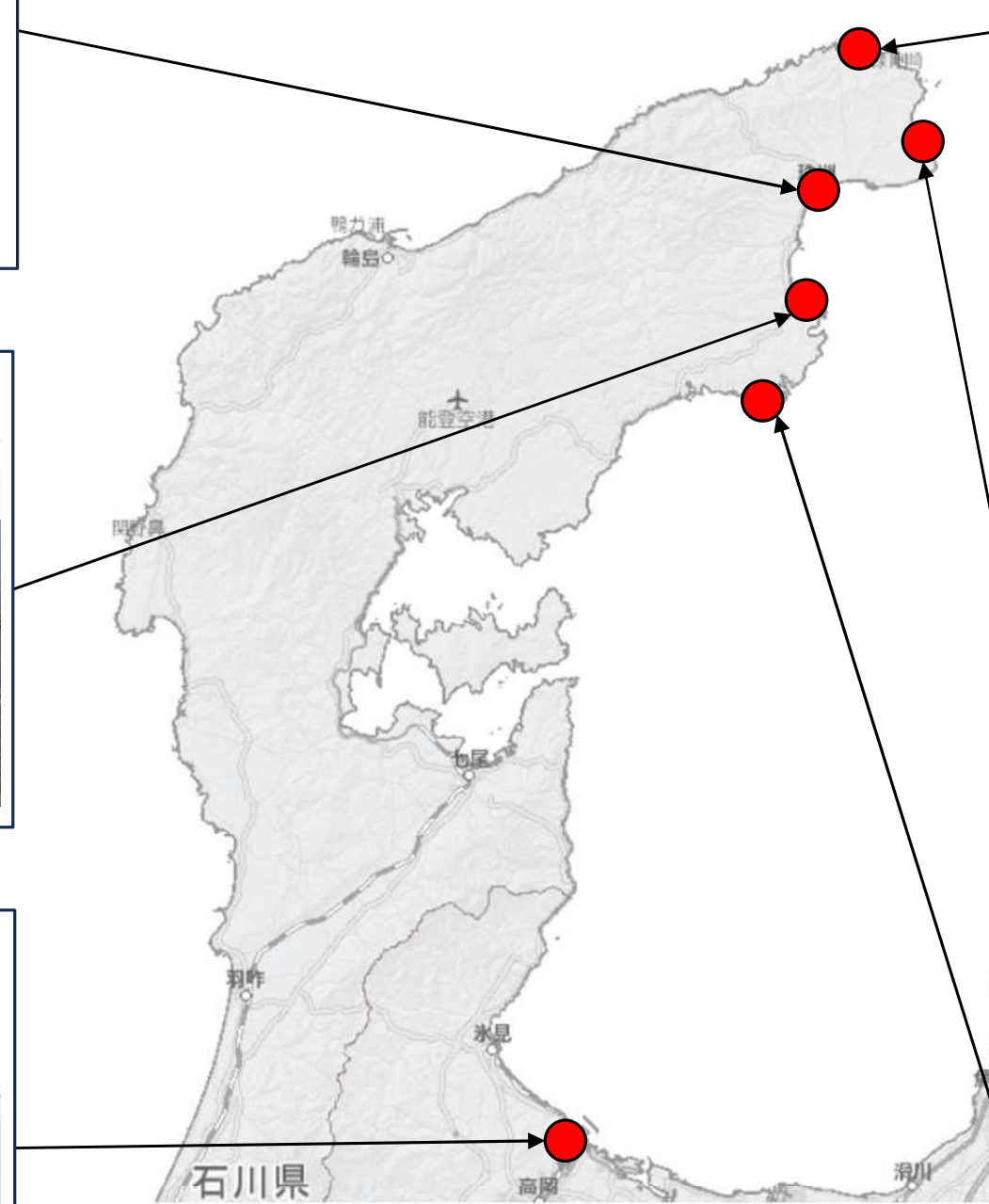
ひめしまぐり 姫島礁灯台 復旧工事

- ・船着場機能損失
- ・施設損傷



のと 能登海上保安署 建替工事

- ・建物傾斜
- ・建物基礎及び杭の破損
- ・地盤の空洞化



災害廃棄物処理（公費解体）の推進について

- 令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に向け、被災市町村による災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理等を支援。
 - 公費解体については、解体班数の増強や広域処理の拡充等により、9月の豪雨の影響に伴う解体作業の遅れは概ね解消。
(解体完了棟数(累計)：9,804棟(11月25日現在))
 - 今後、令和6年12月末の中間目標(12,000棟解体)の達成や令和7年10月までの解体完了(32,410棟)、令和7年度末までの災害廃棄物処理完了を目指して、解体・撤去を更に加速化。
- (注) 豪雨災害による災害廃棄物処理については、令和6年能登半島地震からの復旧途上で、豪雨災害に続けて襲われたことを踏まえ、迅速・円滑に執行する観点から、特例的に、令和6年能登半島地震と同水準の支援を行うこととしている。

公費解体の主な取組状況

□公費解体の申請手続等の円滑化

- ・申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化

□工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化

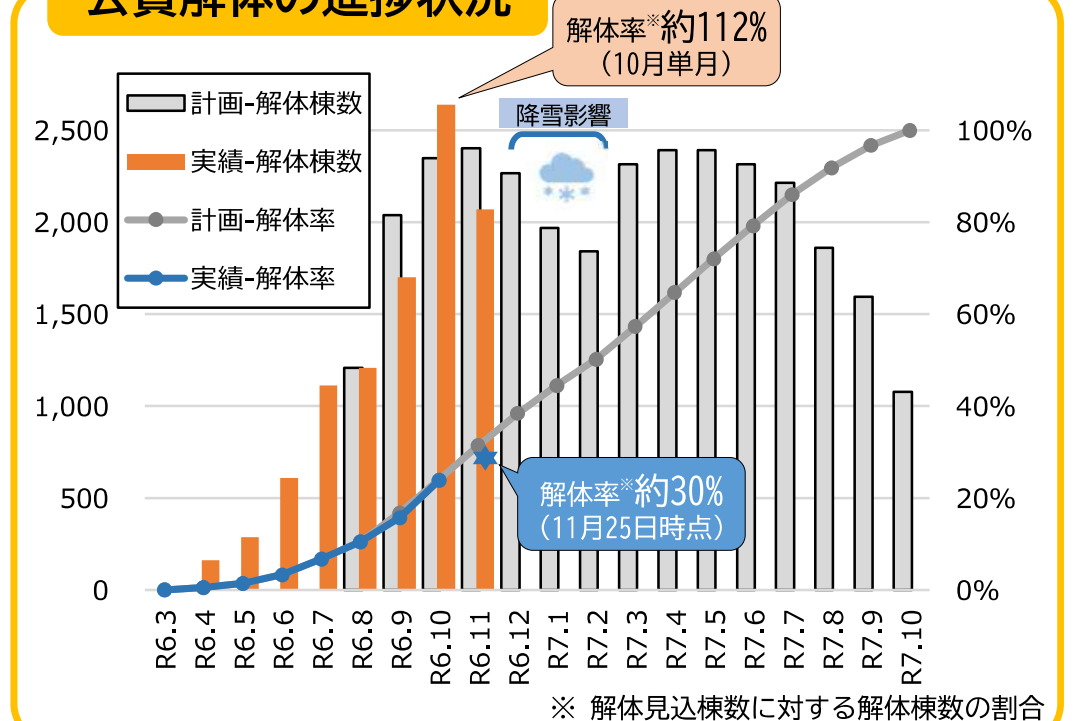
- ・工事前調整の効率化や補償コンサルタントの体制確保・強化

□解体見込棟数の見直し等（「公費解体加速化プラン」（8月26日策定））

- ・解体見込棟数の見直し(22,499棟⇒32,410棟)
- ・中間目標の設定(令和6年12月末、12,000棟解体)
- ・解体工事体制の充実・強化(600班規模⇒1,120班(10月末時点)。今後1,200班体制で実施。)
- ・災害廃棄物処理体制の拡充(仮置場の追加確保、広域処理の拡充)等



公費解体の進捗状況



災害廃棄物の広域処理の拡充

大量に発生する解体ごみに見合った仮置場を追加整備するとともに、仮置場から迅速かつ円滑に搬出するため、輸送体制などを強化、順次、さらなる処理先の拡充に向けて調整を進める。



※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

北陸ブロック内で、宇出津港(能登町:7/11開始)、飯田港(珠洲市:7/30開始)等を活用した海上輸送を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。

中部ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への道路輸送での広域処理を実施中。6県(富山・福井・長野・岐阜・愛知・三重)18市町村等で9/4以降順次受入処理開始。

関東ブロック

- ・効率的な運搬が可能な鉄道輸送での広域処理を実施中。東京都、川崎市、横浜市で9/27以降順次受入処理開始。

近畿ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への道路輸送での広域処理を実施予定。大阪府1組合で順次受入処理予定。

廃棄物処理施設等の復旧支援

- ・令和6年能登半島地震及び豪雨等により被災した廃棄物処理施設等(ごみ焼却施設、し尿処理施設、浄化槽等)の復旧を支援。

- ・被災した廃棄物処理施設等を早期に復旧することで、公費解体等により増加する廃棄物の受入・処理体制を確保・強化するとともに、被災地域の方々の生活再建を支援。

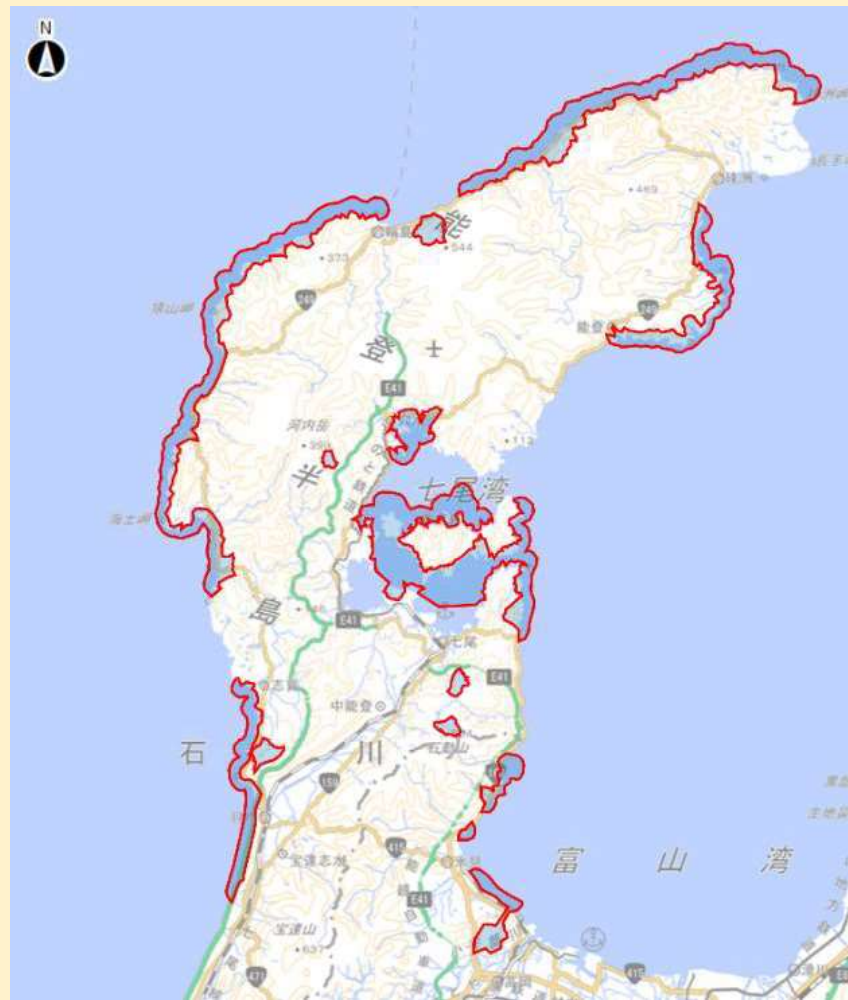


※地震等で損壊した廃棄物処理施設の被害例

能登半島国定公園等の被災施設の復旧に向けた支援について

- 令和6年能登半島地震により、能登半島国定公園等内の園地、歩道等の施設が多数被災。
- 能登半島地域の早期復旧・復興に向けて、被災した国定公園施設の災害復旧について、補助率のかさ上げ等の支援を行う。

能登半島国定公園周辺図



赤線
能登半島国定公園
区域

被災施設の事例



九十九湾園地（能登町）
土砂崩れにより歩道が損壊



見附園地（珠洲市）
津波によりベンチ等が損壊



歩道（輪島市）
橋脚が損壊



巖門園地（志賀町）
法面や柵が崩落

国定公園施設の災害復旧への財政支援

- ・ 令和6年能登半島地震によって被災した国定公園施設の災害復旧について、災害規模や被災状況等を踏まえ、特例的に、**補助率を8／10にかさ上げ**。政府の財政支援は、地方財政措置とあわせて、99.0%。

（参考）通常、地方公共団体が行う国定公園施設の整備に対しては、補助率45／100の支援を実施（政府の財政支援は、地方財政措置とあわせて、56.0%）。

国定公園施設災害復旧事業費補助金

〔事業費×補助率8／10〕

交付税措置

〔事業費×2/10×95%〕

地方負担

99.0%

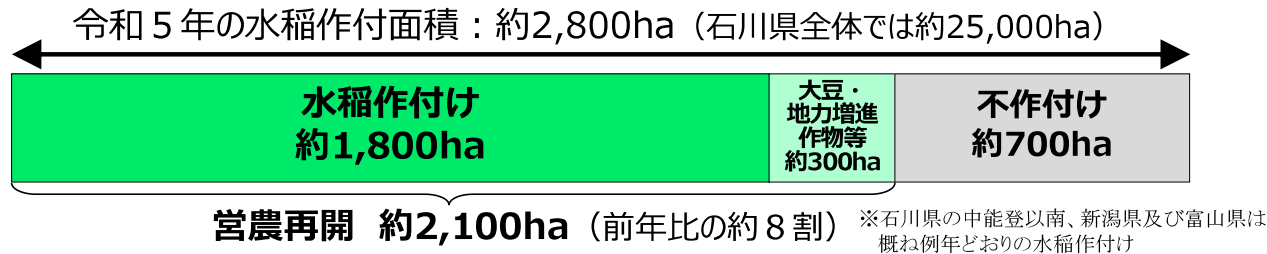
農業関係・林野関係の復旧復興に向けた取組と今後の見通し 農林水産省

- 能登半島地震からの復旧・復興の途上で、**収穫期（9月）の豪雨**により約400haの農地で土砂・流木等が堆積するなどの**甚大な被害**。
- 土砂等の被害が小規模な農地について、**来春の作付けに間に合うよう**、国職員も参画し、農地の復旧工事着手に向けた調整を実施中。
- 豪雨被害に対しても、**地震による支援パッケージと同様の支援**を措置するほか、被災地の実情を踏まえた支援策を新たに構築。
- **製材工場等の約8割で営業再開**。国直轄で復旧を行う大規模な山腹崩壊は、**R7年6月までに応急対策を完了**し、順次、本復旧工事に着手。

1. 地震からの営農再開と豪雨による被害状況

- ・地震により甚大な被害を受けた奥能登地域での**水稻作付け面積は約1,800ha**、大豆や地力増進作物等の作付け面積も合わせた令和6年の**営農再開面積は前年の約8割**。

【令和6年の奥能登4市町における水田の作付け状況】



- ・こうした地震からの復旧・復興の途上で、**収穫期（9月）の豪雨**により約400haの農地で**土砂・流木等が堆積**するなどの**甚大な被害**。



水田への土砂・流木の流入



河川の氾濫による農地の被害



大臣による農地被害の状況視察

2. 農地等の復旧の加速化

- ・**MAFF-SATを現地に派遣**（地震：延べ11,000名以上、豪雨：延べ400名以上。奥能登関係市町は常時巡回支援）し、**農地や水路、ため池等の応急復旧等を全力で支援**。
- ・土砂・流木等が堆積した農地（約400ha）のうち、まずは、被害が**小規模な農地**（約150ha）について、**来春の作付けに間に合うよう**、国職員も参画し、県、市町やJAとともに、**被災農業者等と工事着手に向けたスケジュール等の調整を実施中**。
- ・地震と大雨による農地等被害を**一体的に査定**。また、**災害査定を待たずに応急工事を実施**（**査定前着工制度**の活用）。
- ・**新たに構築した3省**（農水省、国交省、環境省）**連携**による農地や宅地に堆積した土砂やガレキ等の撤去の**一括処理スキーム**の活用により**迅速な復旧を支援**。

3. 地震・豪雨の二重災害を踏まえた支援

- ・奥能登地域では地震からの復旧・復興の途上で、9月の豪雨災害に見舞われたことを踏まえ、**豪雨による被害に対しても、地震による支援パッケージと同様の支援**を措置。

地震による支援策の例

- 機械、ハウス、畜舎等の再建・修繕 [補助率：国5/10+県2/10+市町2/10] ※1

国	県	市町	農家
5/10	2/10	2/10	1/10

- 共同利用施設や卸売市場の再建・修繕 [補助率：国5/10+県1/10+市町1/10※2]
- 堆肥や緑肥、土壌改良資材の追加的な投入、農業用ハウス資材等の営農再開に向けた生産資材の導入、農作業委託 [補助率：国3/6+県1/6、定額]
- 製材工場等の復旧・整備 [補助率：国5/10+県2/10+市町2/10]
- 農地や水路、農道等の復旧 [補助率：国：農地96%※3・施設98%※3]

※1：共済に加入している場合は、この他に共済金の支払いがある

※2：共同利用施設のみ

※3：激甚指定による嵩上げ後の国庫補助率（過去5か年の実績平均値）

<石川県公表資料を一部修正>

- ・新たに、今般の豪雨災害が収穫期であったことを踏まえ、浸水のあった**農地の作物残さの処理**等についても**支援【定額】**。
- ・国・県・JAが連携して現地に設置した**相談窓口で伴走支援**を実施（相談件数5,000件以上）。

<復旧までの間の働く場の提案>

- ・**雇用就農資金**の活用や、農地等の復旧工事における土砂撤去作業等の被災農業者への委託（**直営施工**）、**多面的機能支払**による地域共同での土砂撤去等への参加等、**働ける場を提案**。
- ・復旧工事を行う建設業者に対して、被災された農業者の雇用に努めるよう要請。

4. 林業・木材産業再開への支援等

<治山施設等の復旧>

- ・国直轄で復旧を行う**大規模な山腹崩壊10箇所**のうち、**8箇所で応急対策を完了**したが、うち**3箇所は豪雨により再び被災**。現在**5箇所で応急対策を実施中**。

R7年3月までに4箇所、6月までに全箇所で応急対策を完了予定。
応急対策の完了箇所は、順次、本復旧工事に着手。



応急対策完了（大型土のう設置）（珠洲市）

- ・地震と大雨による治山・林道施設被害を**一体的に査定**。また、**災害査定を待たずに応急工事を実施**（**査定前着工制度**の活用）。

<製材工場等の再開支援>

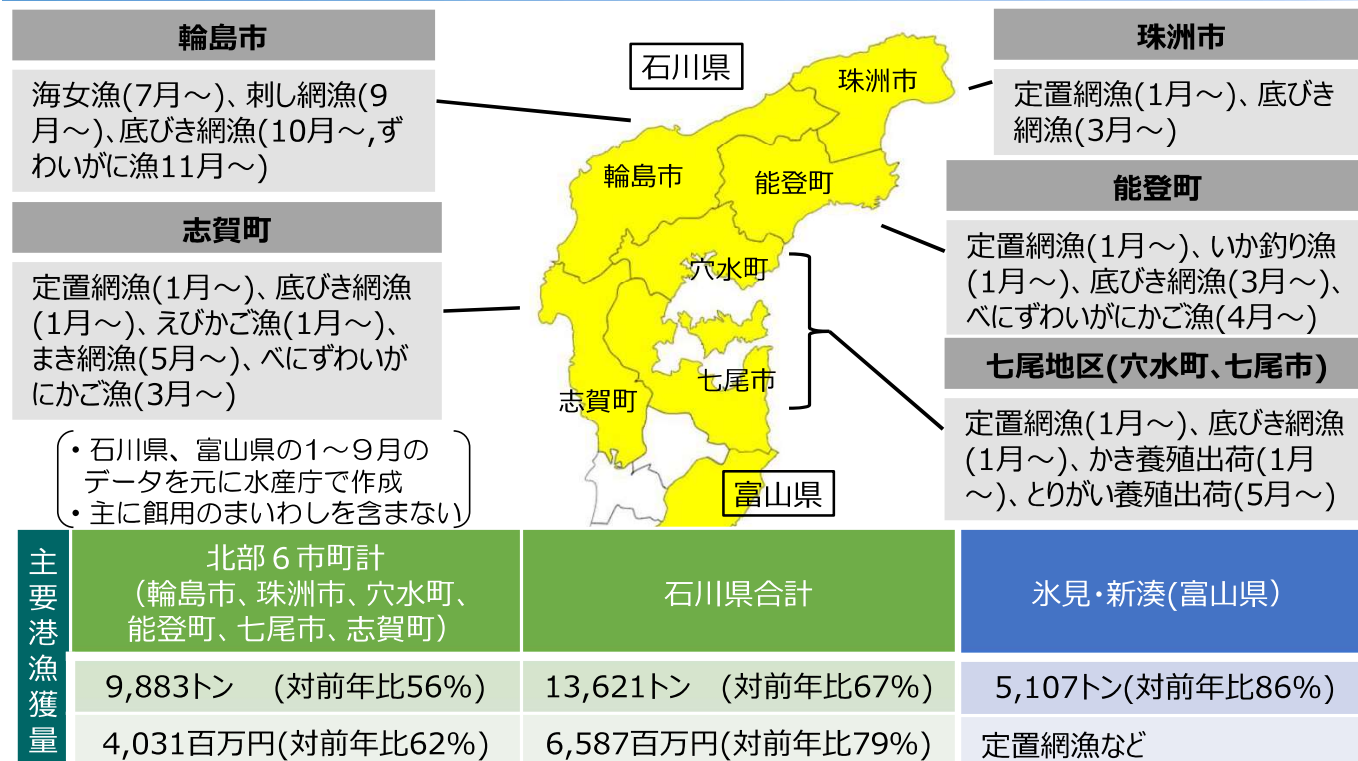
- ・石川県内で被災した**製材工場、きのこ生産施設等の約8割で営業再開**。引き続き復旧・整備への支援を実施。



製材工場の稼働再開（輪島市）

- 石川県の北部6市町については、施設の復旧とともに順次漁獲が回復。輪島地区では、7月に海女漁、9月に刺し網漁、10月に底びき網漁が再開。**11月解禁のずわいがに漁では底びき網漁船32隻が出漁**。輪島地区を含む北部6市町において、今秋冬シーズン中に震災前と同水準の操業体制となるよう引き続き取り組む（R4年度秋冬シーズン漁獲金額 約40億円）。
- 漁港の復旧については、地盤隆起のない地域では、応急工事によりすべての漁港で陸揚が可能。**地盤隆起が顕著な輪島市、珠洲市の16漁港のうち、漁業の再開を優先する10漁港中9漁港の仮復旧工事に着手し、うち7漁港について工事を完了。**

1. 漁業再開の状況（漁港の仮復旧の進展等により順次再開）



輪島地区の漁業再開に向けた取り組み

● 輪島港の共同利用施設の復旧工程

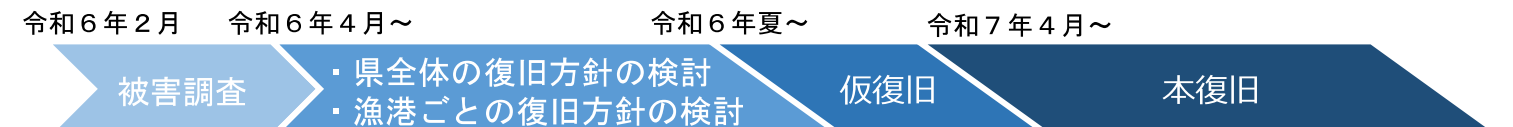
施設名	内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月以降
給油施設	タンクローリー対応							
	既設タンク復旧工事 増設タンク設置工事							
製氷・貯氷施設	5月から一部再開							
	他港からの移設							
荷さばき施設	7月から一部再開							
	損傷箇所復旧工事							
冷凍冷蔵施設	4月から再開							

- ・震災での地盤隆起により座礁した約200隻の漁船について重機等を使用した移動支援を実施（7月に移動完了）、給油施設や荷さばき施設の復旧工事の進捗に伴い7月以降順次漁業が再開、11月にはずわいがに漁に出漁。



輪島港でのずわいがにの水揚げ（輪島市,11月）

2. 地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港への対応



<漁港の復旧に向けて>

- ※石川県内の69漁港のうち、60漁港が被災。
- ・国（水産庁）が設置した「能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」による成果を、石川県が設置した「能登の水産関係港の復興に向けた協議会(復興協議会)」に提供。**復興協議会では、8月30日に復興方針を決定。**
- ・地盤隆起等による甚大な被害が発生した外浦地域の16漁港のうち、漁業者との調整等により**10漁港を優先的に機能回復を図る漁港とし、9漁港の仮復旧工事に着手し、うち7漁港について工事を完了。**引き続き、令和6年度後半～7年度にかけて、本復旧工事に着手。
- ・地盤隆起のない漁港については、**仮復旧工事等により、漁業再開に必要な陸揚げが可能。**今後、順次本復旧工事に着手し、**着工後概ね3年間（令和9年度まで）で復旧工事の完了を目指す。**
- ・9月奥能登豪雨での漁港被害は軽微であり、土砂撤去等必要な対策を実施済。

3. 現地支援の状況と今後の予定

○漁港・海岸の直轄代行工事

- ・狼煙漁港は、一部泊地の浚渫工事を完了し、避難機能を一部回復。9月中旬から部分的に避難利用を開始。引き続き、**令和8年度までの復旧完了を目指す。**
- ・鶴飼漁港海岸は、珠洲市の復興まちづくりとも連携し、**工事の実施に向けた現地調査等を令和7年1月から実施予定。**



狼煙漁港における復旧工事（珠洲市,11月）

○早期の漁業再開に向けた支援

- ・被災した漁港の復興のため、**漁港施設や水産業共同利用施設の復旧等を支援。**
- ・被災した漁船・漁具の復旧のため、**漁業協同組合等が行う漁船等の導入の取組を支援。**

○漁業者による漁場環境調査等の取組支援

- ・石川県の輪島市、七尾市等では**漁業者の生活を支えつつ、漁場環境回復のための活動や操業再開によって明らかとなった課題（震災や9月奥能登豪雨によるもずく漁場への土砂の流入等）に対する漁場環境調査等を支援。**

○現地支援拠点を通じた対応等

- ・水産庁職員の活動拠点として設置した現地支援拠点（穴水町）を活用して、**県や漁協等との連絡調整等を継続するほか、漁港の災害復旧の早期実施に向けて、災害査定の準備等を行う地方公共団体の漁港技術職員を石川県、富山県、輪島市等へ派遣するなど人的支援を継続。**

1 これまでの取組

【医療】

- ・医療施設・設備の復旧に係る補助を実施（医療施設等災害復旧費補助金）
（参考）現時点で申請意向のある医療施設数：96施設（石川47施設、富山23施設、新潟26施設）

【介護・障害福祉】

○ 介護関係

- ・能登地域6市町の休止した高齢者施設の半数超が再開。休止中の施設を利用していた高齢者は県内外の施設で必要な介護サービスを受けているが、施設復旧や職員確保の観点、事業経営上の理由等から、再開の見通しが立っていない施設・事業所が存在しており、豪雨災害では3施設が再度被災したことから、引き続き支援が必要。
（参考）6市町の92施設のうち28施設が休止。16施設（57.1%）が再開済み（4施設は再開の方向で検討中）
- ・県と連携し、避難先の高齢者施設等のみなし福祉避難所について、ケアマネジャーによる受入施設とのマッチング支援や施設再開支援等を進め、被災施設の再開状況や被災者の意向等に応じて段階的に解消を進めてきた。

○ 障害福祉関係

- ・能登地域6市町の障害者支援施設等46箇所中37箇所（約8割）が復旧済みであり、休止中の施設を利用していた障害者は引き続き県内外の施設で必要な障害福祉サービスを受けている。
また、4施設が再開の方向で検討中であり、豪雨災害では3施設が再度被災したことから、引き続き支援が必要。



【地震により落下した
医療施設病棟の天井パネル】



【介護施設の復旧の様子】



【障害者グループホームの復旧の様子】

2 経済対策・補正予算等を通じた今後の取組

【医療】

○医療施設等災害復旧費補助金等の拡充

- 医療施設・設備の復旧に係る補助を増額するとともに、次の措置を実施。
 - ・激甚災害指定に伴う医療施設等災害復旧費補助金の補助拡充（補助対象となる医療機器の拡大、公的医療機関の補助率引き上げ、民間政策医療機関の補助基準額の上限撤廃）
 - ・災害復旧手続きの迅速化のため特例的取扱い（見積もりの条件緩和、実地に代わる書面審査 等）

○被災地域における歯科医療提供体制の整備

- 被災後に歯科医療機関が減少した地域において、歯科医療提供体制確保に必要な病院歯科の設備整備の支援実施。

【介護・障害福祉】

○社会福祉施設等災害復旧費補助金等の拡充

- ・補正予算において、令和6年1月の予備費（災害復旧費）措置後に被災状況が明らかとなった施設の復旧費や豪雨災害により被災した施設の復旧費を追加計上するとともに、豪雨災害については災害査定の一体的な実施についても検討。

1 これまでの取組

【雇用対策】

○ 雇用調整助成金の特例措置等

- 被災地においては、被災2市2町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)の全てにおいて、職業相談を実施するハローワークの施設を設置。職業相談のほか、石川県信用金庫と連携しての求人開拓、就職面接会の積極的な開催により、被災2市2町における求人・求職のマッチングを実施。
- 令和6年1月以降、休業等に対する助成を行う緊急時の雇用維持策である雇用調整助成金について、令和6年能登半島地震に伴う特例措置として、助成率や支給日数の引き上げ等を実施。
※ 【支給実績(10月末時点、石川県) : 29.1億円】 助成対象期間は、休業等の初日から1年間
助成率: 中小企業 2 / 3 → 4 / 5、大企業 1 / 2 → 2 / 3、支給日数: 1年100日 → 1年300日

【住宅支援(地域福祉推進支援臨時特例交付金)】

- 能登地域6市町(珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市)において、地震により住宅が半壊以上の被災をした高齢者等がいる世帯に対して、住宅再建支援等に係る給付金を支給。
(支給実績) * 令和6年11月15日時点の速報値 計13,018件
(内訳: 家財10,865件、自動車1,821件、住宅再建332件) 70億円 * 事業費ベース 費用負担: 国4/5 県1/5

2 経済対策・補正予算等を通じた今後の取組

【雇用対策】(図1)

○ 在籍型出向を活用する事業主に対する助成金の創設(図2)

- 能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により人材を確保する場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向期間中の賃金に要する経費の一部を助成。
- 労働局・ハローワークから、地域の経済団体等に加え、求人が未充足である石川県内企業に対しても、リーフレットを用いて、在籍型出向の人材受け入れ協力呼びかけを幅広く実施。

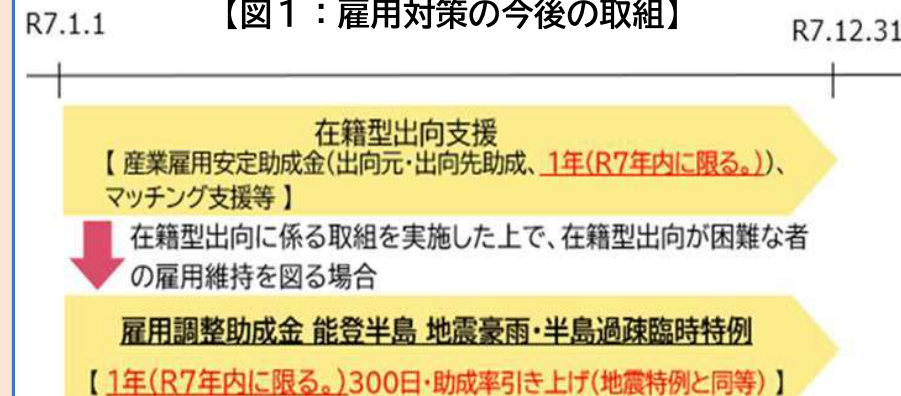
○ 雇用調整助成金の特例措置(図3)

- 今般の能登地震・豪雨災害の対応として、能登地域において、令和7年1月以降、現在の特例措置と同様の休業支援を1年間受けられる措置を講じる。
※ 能登地域の地震・豪雨の被災地については、特定非常災害となった令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあって、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、実施するもの。

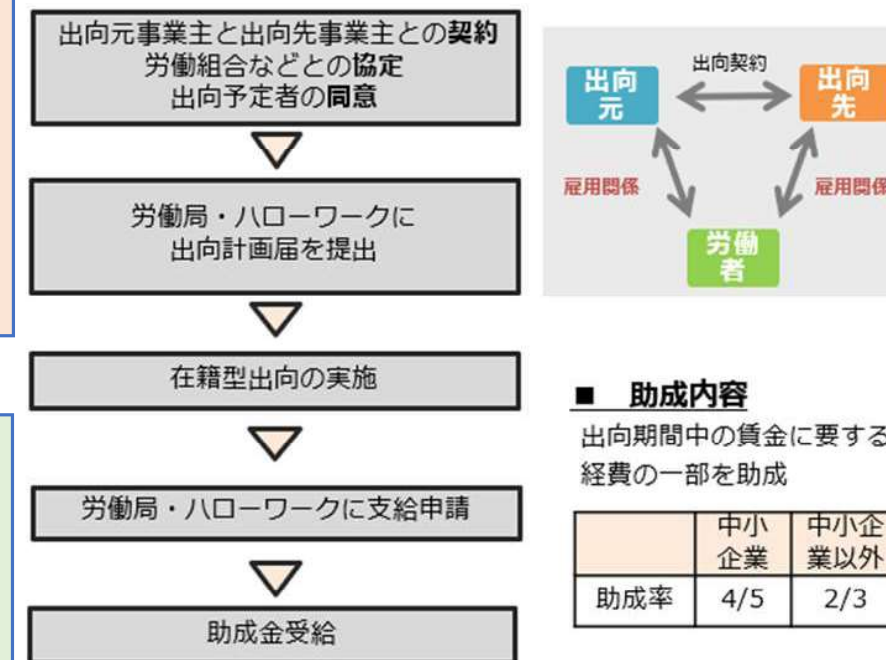
【住宅支援(地域福祉推進支援臨時特例交付金)】(図4)

- 応急仮設住宅の集会所等で出張相談会を開催して、被災者に給付金の申請を促すなど、引き続き円滑な給付金の支給に取り組む。

【図1: 雇用対策の今後の取組】



【図2: 在籍型出向を活用する事業主に対する助成金】



【図3: 雇用調整助成金 能登半島 地震豪雨・半島過疎臨時特例】

- 助成内容
休業手当等の一部を助成
中小企業: 4 / 5、大企業: 2 / 3
支給日数: 1年300日

【図4 地域福祉推進支援臨時特例交付金の支援内容】

	家財	自動車	住宅再建(最大)	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
			賃借	100万円

1 これまでの取組

【被災者見守り・相談支援等事業】

- ・ 石川県管内19市町(金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、津幡町、宝達志水町、内灘町、川北町、珠洲市、七尾市、羽咋市、中能登町、穴水町、輪島市、能登町、志賀町)及び新潟市の合計20市町において事業実施。
- ・ 令和6年10月における本事業の実施状況は以下のとおり。
相談員等の数 311名(※1)、対象世帯数 20,170世帯、支援件数 16,507件(※1)20市町の相談員等の合計(常勤換算)。

【被災地心のケア事業】

- ・ 「石川こころのケアセンター」を設置し、専門職(保健師、精神保健福祉士、公認心理師等)による電話相談に加え、能登地域6市町(珠洲市、七尾市、穴水町、輪島市、能登町、志賀町)を対象に仮設住宅等への訪問支援等を実施。
- ・ 令和6年10月までの石川こころのケアセンターにおける電話相談・訪問支援の実施状況(総数)は以下のとおり。
電話相談 674件 訪問支援 174件



【仮設住宅巡回訪問の様子】



【仮設住宅におけるコミュニティ支援】

写真出典: 令和6年能登半島地震災害看護プロジェクト活動報告

2 経済対策・補正予算等を通じた今後の取組

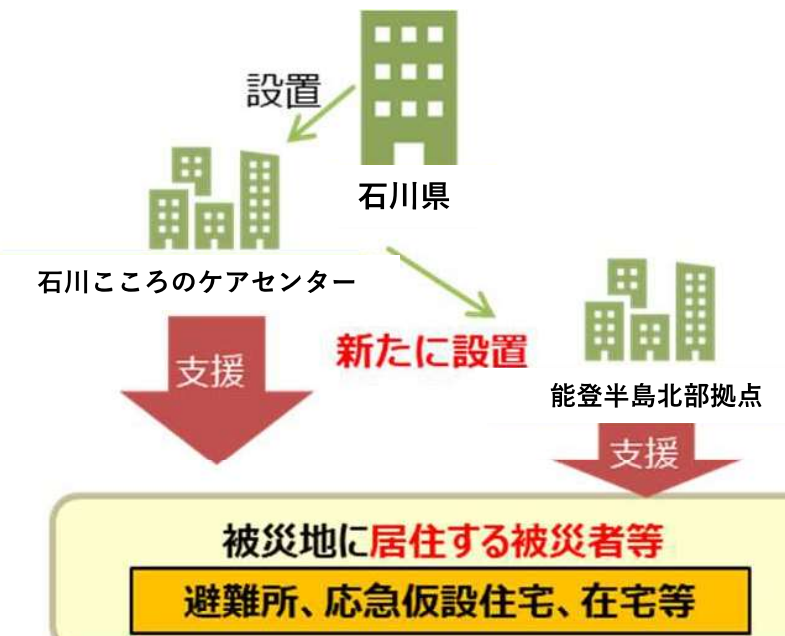
【被災者見守り・相談支援等事業】

- ・ 生活支援相談員が仮設住宅入居者等に対して孤立防止等のための個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談を行った上で、被災者を適切な関係機関へつなぐ支援を実施。

【被災地心のケア事業】

- ・ 令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアに対応するため、能登半島北部に新たに拠点を設置し、仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。

【被災地心のケア事業のイメージ】



- 奥能登において地震被害の大きかった学校では2学期から仮設校舎で授業を開始。9月の豪雨により被害を受けた施設を含め、学校の災害復旧について、引き続き、支援を実施。
- 文化財について、本格復旧に向けた被害把握や応急措置、災害復旧事業等を進めるとともに、被害を受けた地域における伝統行事・伝統芸能の継承等への支援を実施する予定。

1. 学校の復旧に向けた取組

○ 奥能登4市町の公立学校施設（42校）等の復旧状況

施設被害の大きかった公立学校において仮設校舎が完成（8月）

（輪島市（6小学校を河井小グラウンドに集約）、穴水町（穴水小）、能登町（松波小））
補修復旧を行う学校において、**本復旧の設計が完了したものから順次工事に着手**
（全ての学校において令和7年度中に完了予定）。



【仮設校舎で学ぶ児童】

被災した学校施設の災害復旧支援

- － 市町等とのホットライン相談窓口を設置した技術支援
- － 災害復旧事業に係る手続きの簡素化
（豪雨と地震を一体的な災害として手続きできるよう取扱いを変更）
- － 補助対象事業の整理（仮設グラウンド整備、仮設寄宿舍整備）
- － 復旧計画に基づく災害復旧事業を支援

【9月の豪雨での対応】

被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の一環として

- ・文部科学省職員2名を輪島市及び珠洲市に派遣し、現状と課題を把握。
→石川県教育委員会とスクールカウンセラーの追加派遣調整、
学校施設の早期復旧に向けた技術支援等を実施。
- ・熊本県教育委員会が輪島市教育委員会に学校支援チーム
（10/14～25、計2チーム4名）を派遣し児童生徒の心のケアをサポート。

2. 文化財の復旧に向けた取組

○ 被災した有形の文化財への対応

建造物の応急措置等を行う文化財ドクター派遣事業・美術工芸品等の破棄・散逸防止を行う文化財レスキュー事業の実施

文化財ドクター派遣事業：11/19時点：283棟（4/15時点では48棟）

文化財レスキュー事業：11/19時点：186か所（4/15時点では32か所）

国指定等文化財は、詳細な被害状況の確認や復旧に必要な事業費の見積もりの算定等が整い次第、**災害復旧事業として実施**（準備が整ったものについて7/1、9/2、11/1に交付決定）。国指定等文化財の災害復旧事業は、**国庫補助における補助率20%嵩上げ（最大85%）等により支援。**

○ 重要無形文化財「輪島塗」等への支援

国の重要無形文化財である「輪島塗」等の復興に向け、石川県立輪島漆芸技術研修所や、「輪島塗」の保持団体である「輪島塗技術保存会」に対して、活動再開等に向けて必要となる経費への国庫補助を実施。
（石川県立輪島漆芸技術研修所は10/7に再開）

○ 地域文化遺産、地域の伝統行事・民俗芸能等への対応

危機的な状況にある地域文化遺産や伝統行事等の継承とともに地域活性化の推進を図るため、被災地域に固有の文化遺産を活用したシンポジウムの開催等を通じた地域の伝統行事・伝統芸能の普及啓発や、伝統行事・民俗芸能等に使用する山車・キリコといった用具の修理・新調のほか、後継者育成等の基盤整備に関する補助を行う予定。



【キリコ祭り】

中小企業・小規模事業者向け支援施策の状況

- 先般の豪雨災害に対しても、「能登半島地震と同水準の支援」を措置。具体的には、なりわい補助金、持続化補助金、伝統的工芸品産業支援補助金それぞれについて、大雨被害も支援の対象に追加し、10月中に申請受付等を開始。
- 今般の補正予算においても、なりわい補助金等について必要十分な支援を措置。

【なりわい再建】

- ✓なりわい補助金：666件交付決定（4県）、随時公募中
- ✓小規模事業者持続化補助金：2,270件採択（4県）6次公募準備中
- ✓商店街支援：[イベント等]：118件採択（4県）
[施設等復旧]：16件交付決定（3県）
- ✓仮設施設整備支援：仮設宿泊施設（空港、珠洲市、穴水町）
仮設商店街整備（七尾市、珠洲市、穴水町等）
- ✓金融支援：日本公庫金利引き下げ、災害関係保証 等

【官民ファンドを通じた対応】

- ✓いわゆる二重債務問題に対応するため、既往債務に係る債権買取や出資を実施すべく、中小機構、REVIC等が出資する、100億円規模のファンドを設立。
- ✓4/1にファンドの相談窓口である「能登産業復興相談センター」を七尾商工会議所内に開設。[相談件数:217件]
輪島市の「のと里山空港」内にもサテライトオフィスを開設。

【クラウドファンディング支援等】※中小機構による対応

- ✓クラウドファンディング
- ✓ビジネスマッチング支援（ジェグテック）：相談対応1,008件
- ✓復興支援アドバイザー派遣：派遣件数321件
- ✓復興応援フェアの開催（物産展）等：出展事業者：155者

【伝統産業の復興】

- ✓仮設工房：第1弾・第2弾※・第3弾・第4弾・第5弾 稼働中
※第2弾の7室が大雨で床上浸水等の被害
第6弾・第7弾 整備中
- ✓伝統的工芸品補助：231件採択、R6年度第2回公募実施中
- ✓外交や在外公館を活用したPR

【観光産業の復興】

- ✓将来の「まちづくり」も視野に入れた総合的な対応
- ✓金融支援、ハンズオン支援

【工業用水の復旧】（新潟県、富山県）

- ✓工業用水道施設の復旧支援：
支援箇所6件（全て復旧済）

輪島塗仮設工房

- 稼働中 第1弾(4/1～)、第2弾(8/3～)※
第3弾(9/13～)、第4弾(10/19～)
第5弾(9/20～)
(※7室が大雨被害。現在、復旧準備中)
- 整備中 第6弾・第7弾(12月稼働予定)



仮設宿泊施設

- 稼働中 空港(6/30～)
珠洲(8/1～)
穴水町(8/31～)

能登産業復興相談センター サテライトオフィス開所(6/3)

全国から
経営指導員集結
(能登事業者支援センター)

輪島塗関係



出張輪島朝市の様子



日米首脳会談での贈答品



和倉温泉復興 能登産業復興相談センター(4/1)

説明会の開催（各地）
(計60回、延べ約6,100人参加)



【支援体制強化】

- ・実務者ワーキンググループの開催
- ・全国から商工会議所・商工会経営指導員の応援派遣
- ・石川県との連携支援体制の強化（協定の強化・更新）
- ・中小企業復興機動チーム（中小機構）

能登半島地震にかかる特別相談窓口への相談件数 合計約6,200件。うち石川県3,400件。

【参考】現場視察の模様（10月14日 輪島市、珠洲市 等）

- 10月11日、輪島市の中小企業の被害状況が「局激見込み」である旨発表。
- 特に被害の大きかった輪島市、珠洲市の中小企業の被害実態を直接把握するとともに、支援メニューをいち早く現場にお届けすべく訪問。

輪島市（被災者、関係者の声）

- 売上が戻りつつある中での水害。新調した厨房機器が全て使用不能となり心が折れた。支援なしにはもう立ち上がれない。（飲食店）
- 仮設工房について、年内には完成を予定していたが豪雨災害で一部の仮設工房が被災。道具類も被害を受けた。（輪島塗関係者）
- なりわい補助金、持続化補助金及び伝統的工芸品産業支援を引き続きお願いしたい。（自治体関係者）

珠洲市（被災者、関係者の声）

- 仮設店舗の整備により、ふるさとで商いを再開できてとても嬉しい。その手応えを見ながら本復旧を考えたい。（弁当店）
- 大雨による土砂で被害を受けた事業者があり、仮設施設を十分な期間利用できるようお願いしたい。（自治体関係者）
- 若年層の流出を食い止めるためにも、最低でも震災前の経済状況に戻す必要があり息の長い支援をお願いしたい。（自治体関係者）

仮設工房の土台が浮いて流されている



泥出し後の厨房



仮設商店の模様



仮設で商いを再開した弁当店

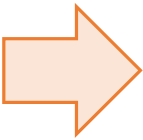


- 豪雨災害に対しても、**「能登半島地震と同水準の支援」を措置**。**なりわい補助金、持続化補助金、伝産支援補助金について、10月中に申請受付等を開始**。再建の礎となるなりわい補助金、持続化補助金については、**多重被災となる場合には定額補助**とするなど最大限の支援。
- **今般の補正予算により、必要十分な支援を継続して実施**。
- 被災した輪島塗の仮設工房（7棟分）について、**年内に別途新設**。
- 仮設商店等の利用期間の延長についても、**自治体と連携し被災事業者の意向を踏まえた対応**を実施。

特別行政相談活動

自治体等の御協力の下、以下の取組を実施し、被災者の困りごとに寄り添い

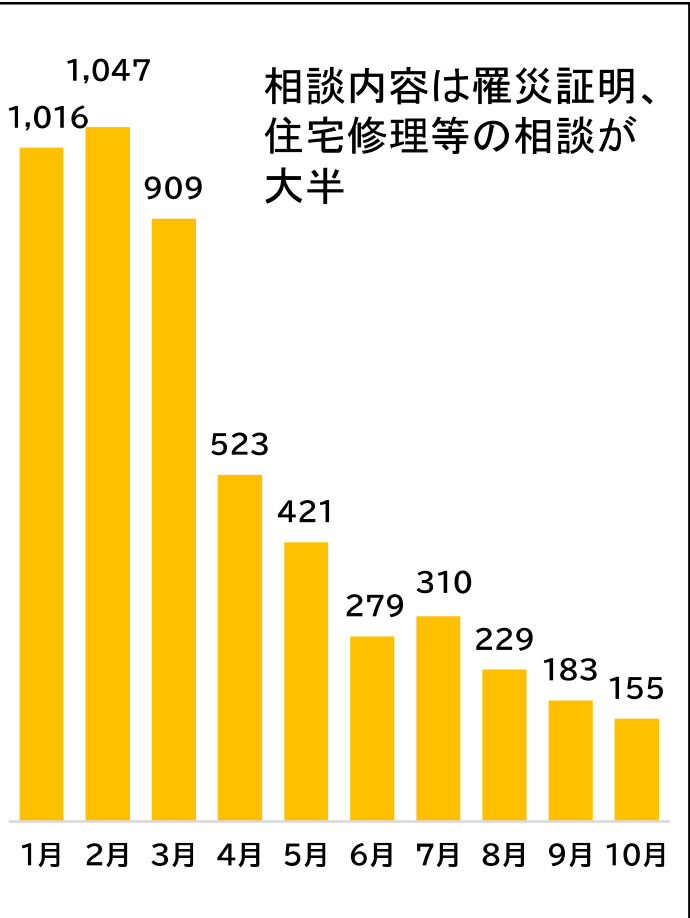
- 被災者の相談にワンストップで対応する「特別行政相談所」の開設
→1月から石川県内で106か所で開設（奥能登地域では52か所で開設）
- 生活支援情報をまとめたガイドブックを避難所等に配布
- 「災害専用フリーダイヤル」を設置（1/12～）



今後もこの取組を進めるとともに、
今後の災害に備え、平時から自治体等と連携を強化

相談受付件数は
約5,000件（石川県内）

特別行政相談所は12月以降も
奥能登地域で開設予定



【12月の開催予定】

輪島市…12/8

七尾市…12/16

→大雨被災者の相談にも対応

【参考】

奥能登地域での最近の開催実績

珠洲市（10/6）、能登町（10/15）

輪島市（11/12、19、20）

七尾市（10/7、11/30）



輪島市で開催した特別行政相談所

地方自治体からの職員派遣

【令和6年能登半島地震】

（被災市町への中長期の職員派遣）

- 「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を活用するとともに、関係省庁や関係団体と連携し対応

＜中長期の職員派遣の状況＞（4月1日現在）

- ・ 技術職員（土木、建築、農業土木、林業）：17市町 159名
- ・ 一般事務職員等（一般事務（固定資産の評価等）、保健師等）：11市町 110名

- 10月18日に、追加要望のあった14市町に対し、技術職員50名を派遣決定

（その他の取組）

- 令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、「応急対策職員派遣制度」の要綱等の改正（10月19日施行）



住家被害認定業務



避難所運営

【9月20日から大雨】

（被災市町への短期の職員派遣）

- 延べ人数3市町 3,191名（11月20日時点）
- 最大時94名（10月14日）

- 児童福祉施設等に関し、令和6年能登半島地震への対応については、震災直後の1月に令和5年度予備費を計上し、速やかな対応を進めてきたところ。9月の豪雨災害による連続被災により、甚大な被害を受けた能登半島の復旧を強力に進めるため、能登半島地震をはじめ、他の災害を含めた災害復旧費として、今般の経済対策・補正予算に盛り込み、被災地域に寄り添った支援を講じる。

児童福祉施設等災害復旧費補助金

・概要

地震や台風、豪雨等の自然災害により児童福祉施設等が被災した場合、施設などを復旧するための費用について、財政支援を行う。

・対象施設

保育所や認定こども園のほか、児童養護施設や乳児院、障害児施設等の児童福祉施設 等(※)

※ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、助産施設、児童家庭支援センター、児童厚生施設、児童自立生活援助事業所、子育て支援のための拠点施設 等

児童福祉施設等設備災害復旧費補助金

・概要

施設の復旧工事等の支援のほか、被災施設の机、椅子、テーブルの備品購入などに係る費用について、財政支援を行う。 ※激甚災害(本激)に指定された災害に限る。

・対象施設

上記、施設等災害復旧費と同様

【参考】 補助金申請を迅速かつ簡易に進めるための取組(能登半島地震の対応で実施)

- 国への協議書類の提出期限の延長(30日→60日)
- 復旧に要する費用の算出のために実施される査定について、簡易的な調査(書面)で処理できる範囲を拡大(200万円以下→2,800万円以下)
- リモートによる効率的な査定も活用

震災により心身ともに困難な状況に置かれているこどもたちの「居場所」づくり等の支援も行い、ハード・ソフトの両面から、復興に向けた取組を支援。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】



今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための**国民の防災意識の醸成**
- 地域防災計画の見直し等による**各種計画の実効性の向上**
- 災害対応力の底上げに向けた**各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施**
- 災害対応の効率化・高度化に向けた**防災DXの加速・新技術等の活用推進**



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた**災害応急対応や応援体制の強化**
- 高齢化地域における**災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化**
- **甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化**
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた**事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進**

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】



今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATIによる
「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

8.引き続き検討及び取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された
消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

総合経済対策について(防災担当関係)



国民の安全・安心を確保するため、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所環境の抜本的な改善をはじめ、総合経済対策に盛り込まれた緊急的に実施すべき施策について、補正予算を調整中。

1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)

▶TKB※等の避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援する。※「T」…トイレ 「K」…キッチン 「B」…ベッド、風呂

【支援対象メニュー(一例)】

トイレカー・トイレトレーラー、簡易トイレ、キッチンカー・キッチンコンテナ、炊き出し用資機材、パーティション、簡易ベッド、シャワーカー・仮設入浴設備 等



キッチンカーの例



簡易トイレの例

3. プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄

▶全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、立川防災合同庁舎に加えて、新たに全国7か所に、段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施する。



段ボールベッドの例



パーティションの例



キッチン資機材の例



入浴のための資機材の例

5. 避難生活支援リーダー/サポーター研修

▶地域のボランティア人材育成のために、避難生活環境の改善のためのスキル・ノウハウを身につけてもらう「避難生活支援リーダー/サポーター研修」の実施地域を拡充する。



避難生活支援リーダー/サポーター研修

2. 災害時に活用可能なキッチンカー・トイレトレーラー等に係る登録制度

▶災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化しておき、発災時にニーズに応じて迅速に提供する仕組みを創設する。



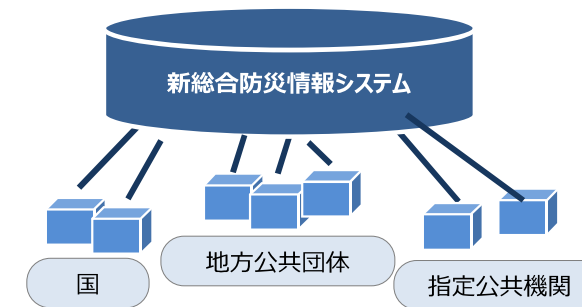
トイレトレーラーの例



トレーラーハウスの例

4. 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の整備等

▶「防災デジタルプラットフォーム」の実現に向けて、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と地方公共団体等の防災情報システムとの接続を進めるとともに、新総合防災情報システム、防災IoTシステム、次期物資調達・輸送調整等支援システム等について令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた機能拡張等を実施する。



SOBO-WEBの画面のイメージ

6. NPO等被災者支援団体の活動経費に対する補助

▶遠隔地から支援に駆けつけるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費について、国費により被災者支援活動経費として一部補助することにより、被災者支援活動の活性化を図る。



住家の片付けを行う一般ボランティア
出典：石川県

- 能登半島地震発災後の初動期において、長期間の通信途絶、TEC-FORCE隊員の活動環境などが課題となった。
- 今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に備え、TEC-FORCEなどの更なる災害対応力の強化を図ることが必要である。
- 補正予算を活用し、被災状況の収集・集約等に用いる情報通信機器や被災地での支援活動を支える防災用コンテナ型トイレなどの資機材を充実することにより、TEC-FORCE等の機能強化を進める。

TEC-FORCE等の情報収集・集約体制の強化

○TECアプリ等のiTECツールを活用した被災状況把握の迅速化



○防災拠点における信頼性の高い通信ネットワークの確保



○公衆通信網等の通信途絶に備えた衛星通信設備等の導入



TEC-FORCE隊員の活動環境等の改善

○上下水道施設に甚大な被害が発生した地域での活動に備えたトイレカー・防災用コンテナ型トイレの導入



○被災状況調査の安全性・生産性向上のための資機材の整備



令和6年能登半島地震において、多くの住宅・建築物の倒壊被害が生じたことを踏まえ、今後発生する大地震において、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害による死傷者の発生や消防活動への支障を防ぐために、全国的に住宅・建築物の耐震化を促進する。

耐震化の必要性

- 令和6年能登半島地震において、多数の住家の倒壊被害や建築物の転倒被害が発生
- 首都直下地震や南海トラフ地震では、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生すると想定
- 今後発生するとされる大地震による倒壊被害や死傷者を防ぐためには、全国的に住宅・建築物の耐震化を促進する必要

令和6年能登半島地震の住宅・建築物の被害



木造住宅の倒壊被害



建築物の転倒被害

R6補正の概要

○耐震改修に係る補助限度額の見直し

耐震改修工事費の高騰を踏まえ、住宅・建築物の耐震改修に係る補助限度額を見直す。

<住宅の耐震改修補助の概要（住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物対安全ストック形成事業））>

パッケージ支援（総合支援メニュー）

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

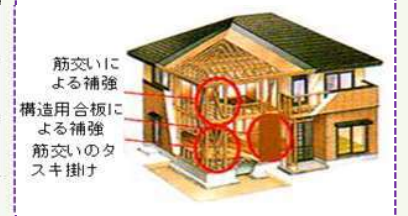
■ 交付額

耐震改修の種別	交付額※1※2
密集市街地等（防火改修含む）	＋50 175 万円
多雪区域	＋20 140 万円
その他	＋00 115 万円

※1 補助対象工事費の8割を限度

※2 住宅金融支援機構の「リ・バース60」を活用した耐震改修融資を無利子化等する場合は、交付額より最大57.5万円を減ずる。

戸建住宅の耐震改修のイメージ

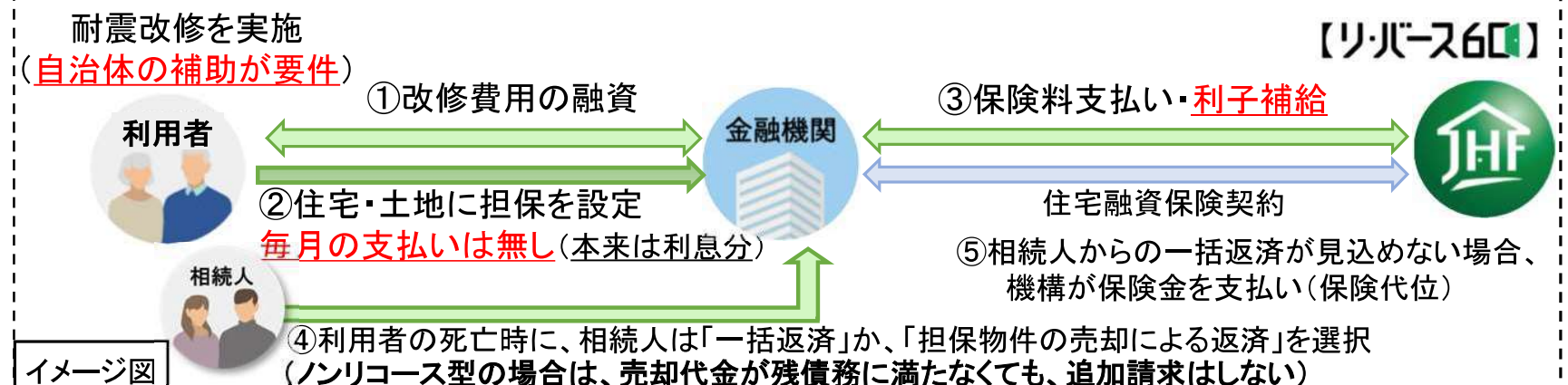


・このほか、耐震改修の個別支援（補助率23%、補助上限83.8万円/戸→**97.86万円/戸（戸建て住宅）**）等

○高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）への利子補給

高齢者世帯の耐震改修を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース60」を活用した耐震改修融資を無利子化等※する。（必要な出資金を同機構に措置）

※70歳台で融資：融資金利を無利子化（上限金利あり）、
60歳台で融資：金利を低利子化（本来の金利の1/3）



耐震化の目標

【住宅の耐震化率の目標】※1

平成30年：約87% → 令和12年：おおむね解消

※1 住生活基本計画（令和3年3月）・国土強靱化年次計画2024（令和6年7月）

【耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標】※2

令和2年：約74% → 令和7年：おおむね解消

※2 国土強靱化年次計画2024（令和6年7月）

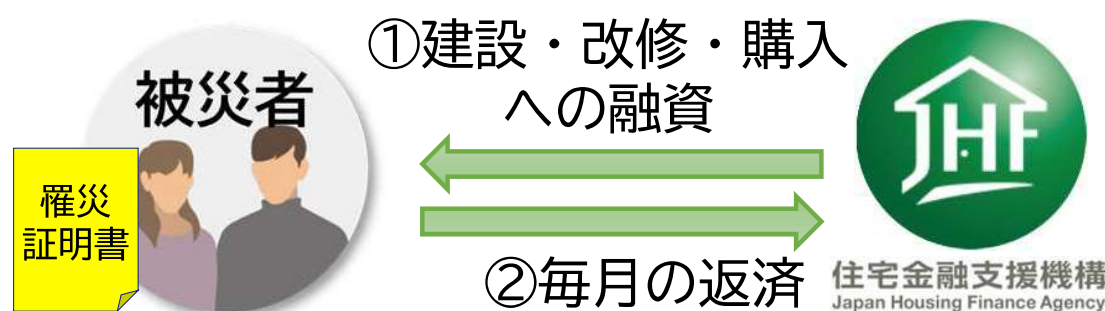
課題

- 耐震化の目標達成に向けて引き続き支援が必要
- 近年、耐震改修工事費が高騰している
- また、高齢世帯の耐震改修については、経済的な制約や相続人がいない等の理由により、耐震改修工事に踏み切れない場合も多い

- （独）住宅金融支援機構では、被災者向けの住宅ローンである「災害復興住宅融資」の提供により、能登半島における災害による被災者の住宅の再建を支援。
- 経済対策・補正予算により、災害復興融資を安定的に低利で提供するための出資金を措置。住宅再建に係る負担を低減し、被災地の復興を支援。

「災害復興住宅融資」の概要

- 災害によって滅失・損傷した家屋の再建・補修を支援するため、**罹災証明書の交付を受けた被災者**を対象とした、低利な住宅ローン制度。
- **60歳以上の被災者**を対象に、**月々の支払い額を利息のみ**とする「高齢者向け返済特例」制度も準備。



融資金利（R6.11）1.24%【全期間固定】
 ※高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ型）を使用する場合 2.67%【全期間固定】

JHFにおける能登半島地震への対応

■現地相談会の実施実績等（R6.10月末時点）

- ・石川県 7市6町 172回 開催
- ・富山県 2市 25回 開催
- ・新潟県 新潟市 出張所を開設し、定期的に実施

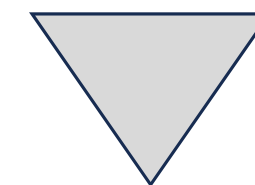
■「災害復興住宅融資」の受理状況

- ・10/31現在 災害復興住宅融資（購入）の受理（12件）
- ・10/31現在 災害復興住宅融資（補修）の受理（41件）
- ・10/31現在 災害復興住宅融資（建設）の受理（33件）

- 強靱なまちづくりを支援するため、補正予算を活用し、能登半島の活断層図を整備・提供予定。
- ⇒ 断層近辺への公共施設の設置を回避するなど、適切な都市計画に基づく土地利用に貢献



横ずれした地震断層
(熊本地震)



空中写真や現地調査等により、
地表に現れた活断層を判読し、
1:25,000地形図上に表現



活断層図の例 熊本(改訂版)

活断層図の作成イメージ

○ 災害から国民の命や健康を守るため、今回の地震における災害対応を踏まえつつ、保健・医療・福祉等の各分野において、ハード面・ソフト面双方に係る防災・減災対策を実施。

主な取組

		取組概要
ハード 対策	医療関係	○医療施設等の防災・減災対策の推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。 ○災害時等の医療確保のため、都道府県と災害拠点病院における医療コンテナの導入を支援。 ○災害時における歯科保健医療提供体制の確保のため、都道府県における歯科診療機器材及びそれを搭載する運搬車両等の整備を実施。
	介護・障害福祉等関係	○社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。
	その他	○公共職業安定所及び労働基準監督署の庁舎の防災・減災対策を推進するため、不具合を生じている空調の更新等工事、非常用照明の交換工事、書棚の耐震化工事を実施。
ソフト 対策	専門職の派遣	○災害・感染症医療業務従事者の派遣体制を整備するため、被災地等への派遣用資器材等（災害対応被服や個人防護資器材等）や災害時通信用装備、緊急車両の整備を実施。
	システム	○「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」について、能登半島地震での教訓を踏まえ、在宅避難者の地域単位での把握、福祉避難所の災害時保健設置状況の把握等のためのシステム改修や、発災当初からの円滑な運用に向けて訓練の充実を改修を実施。 ○災害発生時における社会福祉施設等の被害情報収集体制の強化のため、「災害時情報共有システム」システムの対象施設に「保護施設等」を追加。

①消防防災力の充実強化に関する経済対策・補正予算案

能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化

○ 小型・軽量化された車両・資機材の整備

- ・道路事情が悪い場合でも、被災地へ迅速に進出して活動を開始できるよう、小型・軽量化された車両や資機材を整備
- ・過酷な活動環境を踏まえ、冷暖房付き高機能エアーテント等の資機材を整備



【救助先行車】



【高機能エアーテント】

○ 無人走行放水ロボット等の整備

- ・地震や津波発生時の大規模火災現場において、活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、無人走行放水ロボット等を計画的に整備



【無人走行放水ロボット】

○ 大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備

- ・拠点機能形成車
- ・海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）等



【拠点機能形成車】



【海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）】

能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化

○ 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付

- ・狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施



小型動力ポンプ積載車（3.5t未満）



オフロードバイク
【小型車両の例】

○ 救助用資機材等の整備に対する補助

- ・消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施
- ・特に、能登半島地震を踏まえ、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進



ドローン



チェーンソー

【救助用資機材の補助対象(例)】

○ 消防団災害対応高度化推進事業

- ・都道府県の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施



【消防団ドローン取扱い講習の例（宮崎県消防学校）】

②通信インフラの強靱化に関する経済対策・補正予算案

- 能登半島地震等においては、停電、伝送路断、基地局機器等の故障により多くの携帯電話基地局が停波し、救助・救命活動に影響
 - 救助・救命活動の観点から、携帯電話基地局の機能維持が課題
 - そのため、緊急対応力の強化と通信インフラの強靱化に向けて次の取組等を実施(令和6年度補正予算)
- ① 携帯電話基地局強靱化に向けた先行モデル実証
 - ② 移動電源車の配備等による復旧体制の整備
 - ③ 非常時における事業者間ローミングの導入
 - ④ 官民連携による「通信復旧支援士(仮)」の創設と体制整備に向けた取組の推進

①②携帯電話基地局の強靱化等



③非常時の事業者間ローミング



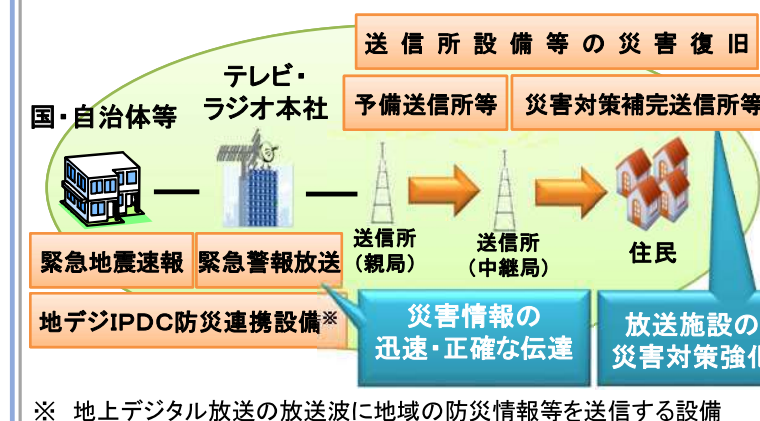
④通信復旧支援士(仮)



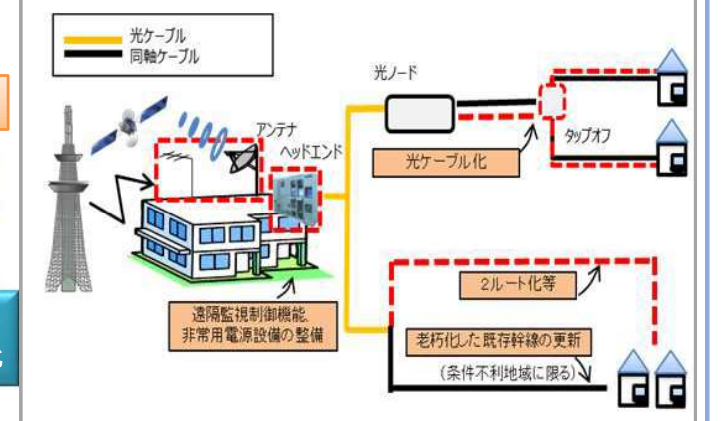
③放送インフラの強靱化に関する経済対策・補正予算案

- 能登半島地震等の教訓を踏まえ、災害時に国民が信頼できる情報を入手できるよう本格復旧の加速化や放送インフラの耐災害性強化に向けた次の取組を実施(令和6年度補正予算)
- ① 放送事業者が行う、地上波中継局の耐災害性強化への財政的支援
 - ・ 能登半島地震等により被害を受けた設備の復旧
 - ・ 予備送信所や非常用電源、緊急地震速報設備等の整備
 - ② ケーブルテレビ事業者が行う、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化への財政的支援
 - ・ 能登半島地震等により被害を受けた設備の復旧
 - ・ ケーブルテレビ網の光化及び複線化
 - ・ 非常用電源等の整備 等

① 地上波中継局の耐災害性強化



② ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化



9月20日から大雨における復旧の取組状況

- 携帯電話サービスについて、9月30日までに、立入困難な地点を除いて応急復旧(被害最大時の停波局292局→11月26日時点停波局28局)
- 地上波テレビについては10月20日に復旧済み。ケーブルテレビについては10月末までに避難所、仮設住宅への引込みが完了しており、道路啓開等の状況を踏まえ復旧工事を実施中